

# 新旧対照表

新	旧
用地調査等共通仕様書（案） 目次	用地調査等共通仕様書 目次
第1章～第17章（省略） 別記関係 別記1～別記10（省略） 別記11-1 営業調査 <u>算定</u> 要領 別表1 <u>固定的経費認定基準</u> 別表2 売上減少率表 別表3 <u>費用分解基準一覧表</u> 別記11-2 <u>営業調査積算要領</u> 別記12～別記17（省略）	第1章～第17章（省略） 別記関係 別記1～別記10（省略） 別記11 営業調査 <u>積算</u> 要領 別添1 <u>費用分解基準一覧表</u> 別添2 売上減少率表 別添3 <u>固定的経費認定基準</u>
<hr/> 第1章 総則	<hr/> 第1章 総則
第1条～第6条（省略）  （業務従事者及び担当技術者） 第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。 2 受注者は、前項に定める業務従事者（補助者を除く。）に、表4の業務内容毎に同表資格欄に掲げる資格を有する者 <u>又は監督員がこれと同等の知識及び能力を有すると認めた者</u> （以下「有資格者」という。）を1名以上含めるものとし、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に発注者に通知（別記様式第2-2号）しなければならない。	第1条～第6条（省略）  （業務従事者及び担当技術者） 第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。 2 受注者は、前項に定める業務従事者（補助者を除く。）に、表4の業務内容毎に同表資格欄に掲げる資格を有する者（以下「有資格者」という。） _____ を1名以上含めるものとし、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に発注者に通知（別記様式第2-2号）しなければならない。
3～5（省略）	3～5（省略）

第2章～第3章 (省略)

第4章 用地測量

第1節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

第56条 調査区域内に \_\_\_\_\_

公共物管理者等が管理する土地が存するときは、 \_\_\_\_\_ 公共物管理者等と公共用地境界確定(境界確認を含む。)の方法について、監督員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第56条の2 前条の打合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

2 \_\_\_\_\_ 公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。

3 前条の打合せの結果、第54条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、 \_\_\_\_\_ 公共物管理者等が公共用地境界確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第60条第2項に準じた同意を取り付けるものとする。

第56条の3～第60条 (省略)

第2節～第3節 (省略)

第4節 土地の実測平面図等の作成

第2章～第3章 (省略)

第4章 用地測量

第1節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

第56条 調査区域内に国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条及び国土交通省所管国有財産取扱規則(平成13年1月6日国土交通省訓令第61条)第4条第1項の規定に基づき、部局長が管理する国土交通省所管国有財産が存するとき、又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は公共物管理者等と公共用地境界確定(境界確認を含む。)の方法について、監督員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第56条の2 前条の打合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき公共用地境界画定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

2 部局長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。

3 前条の打合せの結果、第54条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第60条第2項に準じた同意を取り付けるものとする。

第56条の3～第60条 (省略)

第2節～第3節 (省略)

第4節 土地の実測平面図等の作成

(土地の実測平面図の作成)

第67条 受注者は、土地の実測平面図等の作成に当たっては、愛媛県公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。

なお、表示記号等については、別記4実測平面図表示記号によるものとする。

(1) 土地の実測平面図は、次の事項及び監督員が指示する事項を\_\_\_\_\_記入する。

- イ 補助基準点、準拠点及び中心杭の位置、番号及び座標値
- ロ 受注者名および用地測量に従事した者の氏名
- ハ 道路名及び水路名
- ニ 建物及び主要な工作物
- ホ その他

(2)～(3) (省略)

(土地の用地平面図の作成等)

第68条 受注者は、取得等の予定線を朱色として土地の用地平面図を実測平面図各葉について連続させた土地の用地平面図を作成するものとする。ただし、補助基準点、境界辺長及び座標値は表示しないものとする。

(用地平面図に関するデータの作成)

第69条 受注者は、監督員からの指示があった場合は、土地の登記記録の調査及び用地測量による成果について、別記2参考様式により建設事業総合管理システム(用地管理システム)の入力に必要なデータを作成し、データファイルを電子媒体により納入するものとする。

この場合、データファイルの形式は発注者から貸与されたものを使用し作成するものとする。

第70条 (省略)

(土地の実測平面図の作成)

第67条 受注者は、土地の実測平面図等の作成に当たっては、愛媛県公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。

なお、表示記号等については、別記4実測平面図表示記号によるものとする。

(1) 土地の実測平面図は、次の事項及び監督員が指示する事項をポリエステルフィルムに記入する。

- イ 補助基準点、準拠点及び中心杭の位置、番号及び座標値
- ロ 受注者名および用地測量に従事した者の記名押印
- ハ 道路名及び水路名
- ニ 建物及び主要な工作物
- ホ その他

(2)～(3) (省略)

(土地の用地平面図の作成等)

第68条 受注者は、\_\_\_\_\_土地の用地平面図をポリエステルフィルムに黒色のインク(ただし、取得等の予定線は朱色とする。)で透写し、実測平面図各葉について連続させた土地の用地平面図を作成するものとする。ただし、補助基準点、境界辺長及び座標値は表示しないものとする。

(用地平面図に関するデータの作成)

第69条 受注者は、土地の登記記録の調査及び用地測量による成果について、別記2参考様式により建設事業総合管理システム(用地管理システム)の入力に必要なデータを作成し、データファイルを電子媒体により納入するものとする。

この場合、データファイルの形式は発注者から貸与されたものを使用し作成するものとする。

第70条 (省略)

第5節 (省略)

第5章 (省略)

第6章 建物等の調査

第1節 調査

第77条～第83条 (省略)

(生産設備)

第84条 生産設備の調査は、次の各号について行うほか、別記7-2工作物調査算定要領（以下「工作物要領」という。）により行うものとする。

なお、生産設備のうち、その一部が機械設備要領第3条第1項に規定する「機器等」に合致するものである場合は、機械設備要領に準じて調査を行うものとする。

(1) 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、現況測量等を行う。

(2)～(7) (省略)

第85条 (省略)

(庭園)

第86条 庭園の調査は、次の各号について行うほか、工作物要領により行うものとする。

(1) 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、現況測量により行うものとする。

(2)～(4) (省略)

第5節 (省略)

第5章 (省略)

第6章 建物等の調査

第1節 調査

第77条～第83条 (省略)

(生産設備)

第84条 生産設備の調査は、次の各号について行うほか、別記7-2工作物調査算定要領（以下「工作物要領」という。）により行うものとする。

なお、生産設備のうち、その一部が機械設備要領第3条第1項に規定する「機器等」に合致するものである場合は、機械設備要領に準じて調査を行うものとする。

(1) 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。

(2)～(7) (省略)

第85条 (省略)

(庭園)

第86条 庭園の調査は、次の各号について行うほか、工作物要領により行うものとする。

(1) 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。

(2)～(4) (省略)

第87条～第88条 (省略)

第2節～第3節 (省略)

## 第7章 営業その他の調査

### 第1節 調査

第112条 (省略)

(営業に関する調査)

第113条 営業に関する調査は、別記11-1営業補償調査算定要領（以下「営業要領」という。）によるほか、別記11-2営業調査積算要領（以下「営業調査積算要領」という。）により行うものとする。

第114条～第115条 (省略)

### 第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第116条 営業に関する調査書は、第113条の調査結果を基に営業要領及び営業調査積算要領により作成するものとする。

- 2 居住者等に関する調査書は、居住者要領に定めている各調査書に所定の事項を記載することにより作成するものとする。
- 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領（1）及び動産要領（2）により作成するものとする。

第87条～第88条 (省略)

第2節～第3節 (省略)

## 第7章 営業その他の調査

### 第1節 調査

第112条 (省略)

(営業に関する調査)

第113条 受注者は、調査区域内にあつて移転対象となる権利（営業を行っている）者の営業実態により、別記11営業調査積算要領（以下「営業要領」という。）に基づき調査を行うとともに資料の提供を求めなければならない。

2 仮営業所に関する調査を指示されたときは、前項に規定するほか、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督員に報告するものとする。

- (1) 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
- (2) 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
- (3) 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

第114条～第115条 (省略)

### 第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第116条 営業に関する調査書は、営業要領に定めている各調査書に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

- 2 居住者等に関する調査書は、居住者要領に定めている各調査書に所定の事項を記載することにより作成するものとする。
- 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領（1）及び動産要領（2）により作成するものとする。

### 第3節 算定

(補償額の算定)

第117条 営業に関する補償額の算定は、監督員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、営業要領及び営業調査積算要領により行うものとする。

- 2 仮住居等補償、家賃減収補償、借家人補償及び移転雑費の補償額の算定は、居住者要領により行うものとする。
- 3 動産移転料の算定は、動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

### 第8章～第16章 (省略)

### 第17章 検証および照査

(検証及び照査)

第161条 受注者は、各成果物について十分な検証(受注者が、委託に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているか否かを点検及び修正することをいう。以下「検証」という。)を行わなければならない。

- 2 受注者は、前項に基づく検証の他、発注者が別に定める場合を除き、原則として照査技術者による点検等(以下「照査」という。)を行うものとする。
- 3 前項に定める検証及び照査は、第3章から第16章までに定める業務について行うものとする。
- 4 検証及び照査の方法は、検証・照査済一覧表(様式第2号)により各種別ごとに検証者が行き、これに基づき管理技術者が総括の検証を、照査技術者が照査を行ったうえで、署名    をしなければならない。

### 第3節 算定

(補償額の算定)

第117条 営業に関する補償額の算定は、監督員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、営業要領\_\_\_\_\_により行うものとする。

- 2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督員の指示を受けるものとする。
- 3 仮住居等補償、家賃減収補償、借家人補償及び移転雑費の補償額の算定は、居住者要領により行うものとする。
- 4 動産移転料の算定は、動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

### 第8章～第16章 (省略)

### 第17章 検証および照査

(検証及び照査)

第161条 受注者は、各成果物について十分な検証(受注者が、委託に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているか否かを点検及び修正することをいう。以下「検証」という。)を行わなければならない。

- 2 受注者は、前項に基づく検証の他、発注者が別に定める場合を除き、原則として照査技術者による点検等(以下「照査」という。)を行うものとする。
- 3 前項に定める検証及び照査は、第3章から第16章までに定める業務について行うものとする。
- 4 検証及び照査の方法は、検証・照査済一覧表(様式第2号)により各種別ごとに検証者が行き、これに基づき管理技術者が総括の検証を、照査技術者が照査を行ったうえで、署名押印をしなければならない。

別記 1

## 提出書類一覧表

1～3 (省略)

別記様式第1～2-1号  
(様式省略)

様式中の押印箇所を削除

別記様式第2-2号 有資格者通知書  
(様式省略)

注

- 1 資格の内容を証する資格証等の写し等を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第3号 指示、承諾または協議書  
(様式省略)

様式中の押印箇所を削除

- 1                     「上司からの命令、指示等」欄を除き、1部を受注者に送付すること。
- 2 受注者が完成届を提出したときは、本書を関連の書類に添付のこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第4～14号  
(様式省略)

様式中の押印箇所を削除

別記 1

## 提出書類一覧表

1～3 (省略)

別記様式第1～2-1号  
(様式省略)

別記様式第2-2号 有資格者通知書  
(様式省略)

注

- 1 業務内容は、別途監督員の指示により記載すること。
- 2 資格の内容を証する資格証等の写し等を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第3号 指示、承諾または協議書  
(様式省略)

- 1 「検印」及び「上司からの命令、指示等」欄を除き、1部を受注者に送付すること。
- 2 受注者が完成届を提出したときは、本書を関連の書類に添付のこと。
- 3 「検印」欄は、適宜補正して使用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。大きさは、日本産業規格 A 列 4 判縦とする。

別記様式第4～14号  
(様式省略)

別記2

## 成果物一覧表

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
		1	成果品表紙	A-4	
		2	検証・照査済一覧表		
第3章 関係	地図の転写	3	地図写	_____	
	(略)				
	地図の作成		転写地図の連続図	_____	
(略)					
第4章 関係	用地測量		実測平面図作成	_____	_____
			実測平面図原図	_____	_____

別記2

## 成果物一覧表

分類	業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
		1	成果品表紙	A-4	
		2	検証・照査済一覧表		
第3章 関係	地図の転写	3	地図写	ポリエス テルフィ ルム A-300片 面マット	
	(略)				
	地図の作成		転写地図の連続図	ポリエス テルフィ ルム A-300片 面マット	
(略)					
第4章 関係	用地測量		実測平面図作成	ポリエス テルフィ ルムA- 500片面マ ットA-0 判 [841mm × 1,189mm]	本規格によ り難しい場 合は、特記仕 様書で指示 する。
			実測平面図原図		



			実測平面図原図精度管理表		
			用地平面図	補助基準点の位置、境界辺長、計測、距離及び座標値一覧表を除いて表示する。実測平面図の大きさ及び測量距離により適宜裁断する。	
			用地平面図原図精度管理表		
(略)					
第7章・別記11関係	営業調査・積算		営業補償金算定概説書	A-4	
		70	営業調査総括表	"	
			各種調査資料		各種資料の写し
		86	損益計算書比較表	A-4	
		72	仕入先調査表	"	
		71	従業員調査表	"	
			売場及び工場配置図		
			設備機械器具調査表		

					を標準とする。
			実測平面図原図精度管理表		
			用地平面図	補助基準点の位置、境界辺長、計測、距離及び座標値一覧表を除いて表示する。実測平面図の大きさ及び測量距離により適宜裁断する。	ポリエス テルフィ ルム A-300片 面マット
			用地平面図原図精度管理表		
(略)					
第7章・別記11関係	営業調査・積算	70	営業調査総括表	A-4	
			事業概況説明書		
			各種調査資料		各種資料の写し
		71	従業員調査表	A-4	
			売場及び工場配置図		
			設備機械器具調査表		
			生産及び販売実績調査表		
			受注又は顧客動向調査表		

			生産及び販売実績調査表					在庫率及び回転率調査表		
			受注又は顧客動向調査表					得意先喪失調査表		
			在庫率及び回転率調査表					移転広告費調査表		
			得意先喪失調査表					営業の権利調査表		
			移転広告費調査表					固定資産及び流動資産調査表		
			営業の権利調査表					72 仕入先調査表	A-4	
			固定資産及び流動資産調査表					73 <u>営業補償金算定表</u>	"	
		73-1	<u>営業補償金算定書</u> <u>(営業廃止の補償)</u>	A-4			"	<u>営業廃止補償金算出表</u>		
		73-2	<u>営業補償金算定書</u> <u>(営業休止の補償)</u>	"			"	<u>営業休止補償金算出表</u>		
		73-3	<u>営業補償金算定書</u> <u>(営業規模縮小の補償)</u>	"				"	<u>営業規模縮小補償金算出表</u>	
		76	固定的経費内訳書	"				74 <u>営業補償金額総括表</u>	"	
		77	固定的経費付属明細書	"				移転工法認定書	A-4	
		80	従業員に対する休業手当 <u>相当額算定書</u>	"				<u>営業所及び営業概況書</u>		
		75	認定収益額算定書	"				<u>営業補償方法認定書</u>		
		81	得意先喪失補償額算定書	"	(1)製造業			75 認定収益額算定表	"	
		84	"	"	(2)建設業			76 固定的経費内訳表	"	

		82	〃	〃	(3)卸・小売業
		83	〃	〃	(4)飲食・サービス業
		74	費用分解一覧表	〃	
		78	固定資産等の売却損補償額算定書	〃	
		85	移転広告費等算定書	〃	
			移 転 工 程 表		
			移 転 工 法 認 定 書		
(略)					
(略)					

別記3 (省略)

		77	固定的経費付属明細表	〃	
		78	固定資産の売却損補償内 訳 表	〃	
		79	人 件 費 内 訳 表	〃	
		80	従業員に対する休業手当の補償金算定書	〃	
		81	得意先喪失補償額算定書	〃	__製造業
		82	〃	〃	__卸・小売業
		83	〃	〃	__飲食・サービス業
		84	〃	〃	__建設業
		85	移転広告費内訳書	〃	
		86	損益計算書比較表	〃	
			移 転 工 程 表		工事工程表を参考に作成する。
(略)					
(略)					

別記3 (省略)

別記 4

## 実測平面図表示記号

1 (省略)

2 実測平面図の様式は、次図を標準とする。

(図省略)

A～E (省略)

F 業務に関する事項：次表のとおりとする。

(表省略)

表中の押印箇所を削除

主任技術者：愛媛県公共測量作業規程第9条  
第2項により選任された者

調査者：用地調査等共通仕様書第4章に定め  
る調査に従事した者

計算者 }  
検査者 } 受注者において計算、検査、照合  
照合者 } の各々に従事した者

確認欄は、名字の記名とする。

管理技術者：資格及び氏名の記名を要する。

別記 5、6 及び別記 6 別添一 (省略)

別記 6 別添二

別記 4

## 実測平面図表示記号

1 (省略)

2 実測平面図の様式は、次図を標準とする。

(図省略)

A～E (省略)

F 業務に関する事項：次表のとおりとする。

(表省略)

主任技術者：愛媛県公共測量作業規程第9条  
第2項により選任された者

調査者：用地調査等共通仕様書第4章に定め  
る調査に従事した者

計算者 }  
検査者 } 受注者において計算、検査、照合  
照合者 } の各々に従事した者

管理技術者：資格及び署名押印を要する。

別記 5、6 及び別記 6 別添一 (省略)

別記 6 別添二

## 非木造建物調査積算要領

第1～18条 (省略)

別添1 非木造建物図面作成基準

1～3 (省略)

(用紙及び図面)

4 作成する図面の用紙及び規格等は次による。

- (1) 図面の大きさは、原則として、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A列2判横とし、中2つ折りにして製本するものとする。
- (2) 各図面には、おおむね3cm程度の枠を設けるものとする。
- (3) 各図面の右下におおむね縦5cm、横12cmの標題欄を設け、業務名称、図面名称、図面の縮尺、図面番号、受注者の名称、資格及び資格登録番号並びに作成者氏名を記載するものとする。
- (4) 図面の表紙には、作成年度、業務名称、作成年月、計画機関の名称及び作業機関の名称を記載するものとする。

標題欄参考

5.0	建物所有者	建物番号
	業務名称	
	図面名称	
	縮尺	図面番号
	受注者の名称	資格及び登録番号 作成者氏名
12.0		
c m		

## 非木造建物調査積算要領

第1～18条 (省略)

別添1 非木造建物図面作成基準

1～3 (省略)

(用紙及び図面)

4 作成する図面の用紙及び規格等は次による。

- (1) 図面の大きさは、原則として、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A列2判横とし、中2つ折りにして製本するものとする。
- (2) 各図面には、おおむね3cm程度の枠を設けるものとする。
- (3) 各図面の右下におおむね縦5cm、横12cmの標題欄を設け、業務名称、図面名称、図面の縮尺、図面番号、受注者の名称、資格及び資格登録番号並びに作成者氏名を記載し、作成者の押印を行うものとする。
- (4) 図面の表紙には、作成年度、業務名称、作成年月、計画機関の名称及び作業機関の名称を記載するものとする。

標題欄参考

5.0	建物所有者	建物番号
	業務名称	
	図面名称	
	縮尺	図面番号
	受注者の名称	資格及び登録番号 作成者氏名
12.0		
c m		

(以下省略)

別記 7-1

### 機械設備調査算定要領

第1~8条 (省略)

(補償額の算定)

第9条 (本文 略)

2 (本文 略)

① 略

② 標準耐用年数

機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数は、別表-1の機械設備 標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

ただし、機械設備 標準耐用年数表によることが適当でないと認められる場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により、その機器等、電気設備及び配管設備等のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

第10~13条、別添1及び別添2 (省略)

別表の1

機械設備標準耐用年数表

区分	年	区分	年
----	---	----	---

(以下省略)

別記 7-1

### 機械設備調査算定要領

第1~8条 (省略)

(補償額の算定)

第9条 (本文 略)

2 (本文 略)

① 略

② 標準耐用年数

機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数は、別表-1の機械設備等標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

ただし、機械設備等標準耐用年数表によることが適当でないと認められる場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により、その機器等、電気設備及び配管設備等のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

第10~13条、別添1及び別添2 (省略)

別表の1

機械設備標準耐用年数表

1 食品工業	単位:年
--------	------

		数			数						
1	食料品製造業用設備	29	28	水産養殖業用設備	14		食肉又は食鳥処理加工設備	21	マカロニ類又は即席めん類製造設備	21	
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	29	29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備			鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備	18	その他の乾めん、生めん又は強化米製造設備	23	
3	繊維工業用設備			石油又は天然ガス鉱業用設備			市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料	21	砂糖製造設備	23	
	炭素繊維製造設備	9		坑井設備	8	その他の乳製品製造設備(集乳設備を含む。)	30				
	黒鉛化炉	20		掘さく設備	17	水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食料品製造設備	18	水あめ、ぶどう糖又はカラメル製造設備	23		
	その他の設備	20	その他の設備	33	つげ物製造設備	16	パン又は菓子類製造設備	21			
	その他の設備	20	その他の設備	17		トマト加工品製造設備	18	再製茶製造設備	23		
4	木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備	23	30	電気業用設備		その他の果実又はそ菜処理加工設備		清涼飲料製造設備	23		
5	家具又は装備品製造業用設備	32		電気業用水力発電設備	58	むろ内用バナナ熟成装置	14	ビール又は発酵法による発ぼう酒製造設備	32		
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	35		その他の水力発電設備	53	その他の設備	21	清酒、みりん又は果実酒製造設備	28		
7	印刷業又は印刷関連業用設備			汽力発電設備	40	かん詰又はびん詰製造設備	18	その他の酒類製造設備	23		
	デジタル印刷システム設備	12		内燃力又はガスタービン発電設備	40	化学調味料製造設備	16	その他の飲料製造設備	28		
	製本業用設備	20		送電又は電気業用変電若しくは配電設備		味そ又はしょう油(だしの素類を含む。)製造設備		酵母、酵素、種菌、麦芽又はこうじ製造設備(医薬用のものを除く。)	21		
	新聞業用設備			需要用計器	40	コンクリート製仕込そう	58	動植物油脂製造又は精製設備(マーガリン又はリンター製造設備を含む。)	28		
	モニタタイプ、写真又は通信設備	9		柱上変圧器	48	その他の設備	21	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備			
その他の設備	29	その他の設備		58	食酢又はソース製造設備	18	結氷かん及び凍結さら	7			
その他の設備	29	鉄道又は軌道業用変電設備		40	その他の調味料製造設備	21	その他の設備	30			
8	化学工業用設備		その他の設備		精穀設備	23	小麦粉製造設備	30			
	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	14	主として金属製のもの	45	豆腐類、こんにやく又は食ふ製造設備	18	豆腐類、こんにやく又は食ふ製造設備	18	発酵飼料又は酵母飼料製造設備	21	
	塩化りん製造設備	12	その他のもの	21	その他の豆類処理加工設備	21	その他の飼料製造設備	23			
	活性炭製造設備	14	ガス業用設備		コーンスターチ製造設備	23	その他の食料品製造設備	37			
	ゼラチン又はにかわ製造設備	14	製造用設備	26	その他の農産物加工設備	-	たばこ製造設備	18			
	半導体用フォトレジスト製造設備	14	供給用設備		粗製でん粉貯そう	58					
			鑄鉄製導管	58	その他の設備	28					
02 繊維工業											

	<u>フラットパネル用カラー フィルター、偏光板又は 偏光 板用フィルム製造設備 その他の設備</u>	14 23		<u>鋳鉄製導管以外の 導管</u>	34	<u>生糸製造設備</u>		<u>洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップベニー、反 毛、製綿又は再生綿業用設備</u>	26
				<u>需用者用計量器 その他の設備</u>	34 40	<u>自動繰糸機</u>	18		
				<u>その他の設備</u>		<u>その他の設備</u>	26	<u>整経又はサイジング業用設 備</u>	26
9	<u>石油製品又は石炭製品製造 業用設備</u>	20		<u>主として金属製の もの</u>	45	<u>繭乾燥業用設備</u>	34	<u>不織布製造設備</u>	23
				<u>その他のもの</u>	21	<u>紡績設備</u>	26	<u>フェルト又はフェルト製品製 造設備</u>	26
10	<u>プラスチック製品製造業用 設備（他の区分掲げるもの を除く。）</u>	23	32	<u>熱供給業用設備</u>	45	<u>合成繊維かさ高加工糸製造設備</u>	21	<u>鋼、網又はひも製造設備</u>	26
11	<u>ゴム製品製造業用設備</u>	26		<u>水道業用設備</u>	48	<u>ねん糸業用又は糸（前号に掲げるもの を除く。）製造業用設備</u>	29	<u>レース製造設備</u>	
12	<u>なめし革、なめし革製品又 は毛皮製造業用設備</u>	26		<u>通信業用設備</u>	25	<u>織物設備</u>	26	<u>ラッセルレース機</u>	31
13	<u>窯業又は土石製品製造業用 設備</u>	26		<u>放送業用設備</u>	17	<u>織物設備</u>		<u>その他の設備</u>	36
				<u>鉄道業用設備</u>	36	<u>メリヤス生地、編み手袋又はくつ下製造 設備</u>	26	<u>塗装布製造設備</u>	36
14	<u>鉄鋼業用設備</u>			<u>自動改札装置</u>	14	<u>染色整理又は仕上設備</u>		<u>繊維製又は紙製衛生材料 製造設備</u>	23
	<u>表面処理鋼材若しくは鉄 粉製造業又は鉄スクラッ プ 加工処理業用設備</u>	14		<u>その他の設備</u>	33	<u>圧縮用電極板</u>	8	<u>縫製品製造業用設備</u>	18
	<u>純鉄、原鉄、ベースメタ ル、フェロアロイ、鉄素 形材</u>	26		<u>倉庫業用設備</u>	33	<u>その他の設備</u>	18	<u>その他の繊維製品製造設備</u>	39
	<u>又は鉄鋼管製造業用設備 その他の設備</u>	40	37	<u>飲食料品卸売業用設備</u>	29	<u>03 製材・木製品工業</u>			
				<u>建築材料、鉱物又は金 属材料等卸売業用設備</u>	39	<u>可搬式造林、伐木又は搬出設備</u>		<u>チップ製造業用設備</u>	19
15	<u>非鉄金属製造業用設備</u>			<u>石油又は液化石油ガス 卸売用設備（貯そうを除 く。）</u>	37	<u>動力伐採機</u>	7	<u>単板又は合板製造設備</u>	22
	<u>核燃料物質加工設備</u>	32		<u>その他の設備</u>	23	<u>その他の設備</u>	14	<u>その他の木製品製造設備</u>	24
	<u>その他の設備</u>	20		<u>飲食料品小売業用設備</u>	26	<u>製材業用設備</u>		<u>木材防腐処理設備</u>	31
				<u>その他の小売業用設備</u>	41	<u>製材用自動送材装置</u>	19		
16	<u>金属製品製造業用設備</u>			<u>ガンソリン又は液体石 油ガススタンド設備</u>	23	<u>その他の設備</u>	29		
	<u>金属被覆及び彫刻業又は 打はく及び金属製ネーム プレート製造業用設備</u>	17		<u>その他の小売業用設備</u>	41	<u>04 家具・建具工業</u>			
	<u>その他の設備</u>	29		<u>主として金属製の もの</u>	49	<u>金属製家具若しくは建具又は建築物 製造設備</u>			
17	<u>はん用機械器具（はん用性 を有するもので、他の器具 及び備品並びに機械及び装 置に組み込み、又は取り付</u>	35		<u>その他のもの</u>	23	<u>めっき又はアルマイト加工設備</u>	18		
						<u>溶接設備</u>	26		
						<u>その他の設備</u>	34		
						<u>05 紙・紙加工品工業</u>			



	けることによりその用に供されるものをいう。)製造業用設備(区分20及び区分22に掲げるものを除く。)		42	宿泊業用設備	28	パルプ製造設備	28	段ボール、段ボール箱又は板紙製容器製造設備	28
			43	飲食店業用設備	22	手すき和紙製造設備	16	その他の紙製品製造設備	23
18	生産用機械器具(物の生産の用に供されるものをいう。) 製造業用設備(次区分及び区分21に掲げるものを除く。) 金属加工機械製造設備 その他の設備	26 35	44	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	36	丸網式又は短網式製紙設備	28	枚葉紙樹脂加工設備	21
			45	その他の生活関連サービス業用設備	17	長網式製紙設備	32	セロファン製造設備	21
			46	娯楽業用設備 遊園地用設備  ポウリング場用設備  その他の設備  主として金属製のもの  その他のもの	19  36  47  22	ヴァルカナイズドファイバー又は加工紙製造設備	28	繊維板製造設備	30
19	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。)をいう。)製造業用設備(区分17、 区分21及び区分23に掲げるものを除く。)	20	47	教育業(学校教育業を除く。)又は学習支援業用設備  教習用運転シュミレータ設備  その他の設備 主として金属製のもの  その他のもの	19  14  47  22	06 印刷・製本業			
						日刊新聞紙印刷設備		金属板その他の特殊物印刷設備	21
						モニタイプ、写真又は通信設備	10	製本設備	19
						その他の設備	21	写真製版業用設備	13
						印刷設備	19	複写業用設備	11
						活字鋳造業用設備	21		-
						07 化学工業			
						アンモニア製造設備	22	石油又は天然ガスを原料とするエチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン又はアセチレン製造設備	22
						硫酸又は硝酸製造設備	19		
						溶成りん肥製造設備	19	ビニールエーテル製造設備	19
						その他の化学肥料製造設備	24	アクリルニトリル又はアクリル酸エステル製造設備	17
						配合肥料その他の肥料製造設備	31	エチレンオキサド、エチレングリコール、プロピレノキサイト、プロピレングリコール、ホリエチレングリコール又はホリプロピレングリコール製造設備	19
						ソーダ灰、塩化アンモニウム、か性ソーダ又はか性カリ製造設備(塩素処理設備を含む。)	17	スチレンモノマー製造設備	22
						硫化ソーダ、水硫化ソーダ、無水ぼう硝、青化ソーダ又は過酸化ソーダ製造設備	17	その他のオレフィン系又はアセチレン系誘導体製造設備	19
			48	自動車整備業用設備	41	その他のソーダ塩又はカリ塩製造設備	22	アルギン酸塩製造設備	24
			49	その他のサービス業用設備	33	金属ソーダ製造設備	24	フルフラル製造設備	26
			50	前掲及び後掲の機械設備以外のもの並びに前掲及び		アンモニウム塩(硫酸アンモニウム及び塩化アンモニウムを除く。)製造設備	22	セルロイド又は硝化綿製造設備	24
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備  光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。) 製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	17  17 17 14 23						酢酸繊維素製造設備	19
21	電気機械器具製造業用設備	20						繊維素グリコール酸ソーダ製造設備	24

22	情報通信機械器具製造業用設備	23	後掲の区分によらないもの	28	炭酸マグネシウム製造設備	17	その他の有機薬品製造設備	29
23	輸送用機械器具製造業用設備	26			機械式駐車設備	19	塩化ビニル系樹脂、酢酸ビニル系樹脂、ナイロン樹脂、ポリエチレンテレフタレート系樹脂、ふっ素樹脂又はけい素樹脂製造設備	17
24	その他の製造業用設備	26			その他の設備	19		
25	農業用設備	19			主として金属製のもの	22	カーバイド製造設備(電極製造設備を除く。)	22
26	林業用設備	14			その他のもの	17	硫酸鉄製造設備	19
27	漁業用設備(次区分に掲げるものを除く。)	14	51	28	その他の硫酸塩又は亜硫酸塩製造設備	22	ポリエチレン、ポリプロピレン又はポリブテン製造設備	19
					臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備		尿素系、メラミン系又は石炭酸系合成樹脂製造設備	22
					よう素用坑井設備	7	その他の合成樹脂又は合成ゴム製造設備	19
					その他の設備	17	レーヨン系又はレーヨンスタープル製造設備	22
					ふっ酸その他のふっ素化合物製造設備	14	酢酸繊維製造設備	19
					塩化りん製造設備	12	合成繊維製造設備	17
					りん酸又は硫化りん製造設備	17	石けん製造設備	22
					りん又はりん化合物製造設備	24	硬化油、脂肪酸又はグリセリン製造設備	22
					べんがら製造設備	14	合成洗剤又は界面活性剤製造設備	17
					鉛丹、リサージ又は亜鉛華製造設備	26	ビタミン剤製造設備	14
					酸化チタン、リトボン又はバリウム塩製造設備	22	その他の医薬品製造設備(製剤又は小分包装設備を含む。)	17
					無水クロム酸製造設備	17	殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備	19
					その他のクロム化合物製造設備	22	産業用火薬類(花火を含む。)	17
					二酸化マンガン製造設備	19	その他の火薬類製造設備(弾薬装てん又は組立設備を含む。)	14
					ほう酸その他のほう素化合物製造設備	24	塗料又は印刷インキ製造設備	22
					青酸製造設備	19	その他のインキ製造設備	31
					硝酸銀製造設備	17	染料又は顔料製造設備	17
					二硫化炭素製造設備	19	抜染剤又は漂白剤製造設備	17
					過酸化水素製造設備	24		

	<u>ヒドラジン製造設備</u>	<u>17</u>	<u>試薬製造設備</u>	<u>17</u>
	<u>酸素、水素、二酸化炭素又は溶解アセチレン製造設備</u>	<u>24</u>	<u>合成樹脂用可塑剤製造設備</u>	<u>19</u>
	<u>加圧式又は真空式製塩設備</u>	<u>24</u>	<u>合成樹脂用安定剤製造設備</u>	<u>17</u>
	<u>その他のかん水若しくは塩製造又は食塩加工設備</u>	<u>-</u>	<u>有機ゴム薬品、写真薬品又は人造香料製造設備</u>	<u>19</u>
	<u>合成樹脂製濃縮盤及びイオン交換膜</u>	<u>7</u>	<u>つや出し剤、研磨油剤又は乳化油剤製造設備</u>	<u>26</u>
	<u>その他の設備</u>	<u>17</u>	<u>接着剤製造設備</u>	<u>22</u>
	<u>活性炭製造設備</u>	<u>14</u>	<u>トール油精製設備</u>	<u>17</u>
	<u>その他の無機化学薬品製造設備</u>	<u>29</u>	<u>りゅう脳又はしょう脳製造設備</u>	<u>22</u>
	<u>石炭ガス、オイルガス又は石油を原料とする芳香族その他の化合物分離精製設備</u>	<u>19</u>	<u>化粧品製造設備</u>	<u>22</u>
	<u>染料中間体製造設備</u>	<u>17</u>	<u>ゼラチン又はにかわ製造設備</u>	<u>14</u>
	<u>アルキルベンゾール又はアルキルフェノール製造設備</u>	<u>19</u>	<u>写真フィルムその他の写真感光材料(銀塩を使用するものに限る。)製造設備</u>	<u>19</u>
	<u>カプロラクタム、シクロヘキサノン又はテレフタル酸(テレフタル酸ジメチルを含む。)製造設備</u>	<u>17</u>	<u>磁気テープ製造設備</u>	<u>14</u>
	<u>イソシアネート類製造設備</u>	<u>17</u>	<u>化工でん粉製造設備</u>	<u>24</u>
	<u>炭化水素の塩化物、臭化物又はふっ化物製造設備</u>	<u>17</u>	<u>活性白土又はシリカゲル製造設備</u>	<u>24</u>
	<u>メタノール、エタノール又はその誘導体製造設備</u>	<u>22</u>	<u>選鉱剤製造設備</u>	<u>22</u>
	<u>その他のアルコール又はケトン製造設備</u>	<u>19</u>	<u>電気絶縁材料(マイカ系を含む。)製造設備</u>	<u>29</u>
	<u>アセトアルデヒド又は酢酸製造設備</u>	<u>17</u>	<u>カーボンブラック製造設備</u>	<u>19</u>
	<u>シクロヘキシルアミン製造設備</u>	<u>17</u>	<u>その他の化学工業製品製造設備</u>	<u>31</u>
	<u>アミン又はメラミン製造設備</u>	<u>19</u>	<u>石油精製設備(廃油再生又はグリース類製造設備を含む。)</u>	<u>19</u>

<u>ぎ酸、しゅう酸、乳酸、酒石酸(酒石酸塩類を含む。)、こはく酸、くえん酸、タンニン酸又は没食子酸製造設備</u>	<u>19</u>	<u>アスファルト乳剤その他のアスファルト製品製造設備</u>	<u>34</u>
		<u>ピッチコークス製造設備</u>	<u>17</u>
		<u>練炭、豆炭類、オガライト(オガタンを含む。)</u> 又は <u>炭素粉末製造設備</u>	<u>19</u>
		<u>その他の石油又は石炭製品製造設備</u>	<u>34</u>
<u>08 ゴム製品製造業</u>			
<u>タイヤ又はチューブ製造設備</u>	<u>26</u>	<u>糸ゴム製造設備</u>	<u>23</u>
<u>再生ゴム製造設備</u>	<u>26</u>	<u>その他のゴム製品製造設備</u>	<u>26</u>
<u>フォームラバー製造設備</u>	<u>26</u>		
<u>09 皮革製品製造業</u>			
<u>製革設備</u>	<u>23</u>	<u>その他の革製品製造設備</u>	<u>29</u>
<u>機械ぐつ製造設備</u>	<u>21</u>		
<u>10 窯業</u>			
<u>板ガラス製造設備(みがき設備を含む。)</u>	<u>35</u>	<u>セメント製造設備</u>	<u>33</u>
<u>その他のガラス製品製造設備(光学ガラス製造設備を含む。)</u>		<u>生コンクリート製造設備</u>	<u>23</u>
<u>るつぼ炉及びデータンク炉</u>	<u>8</u>	<u>セメント製品(気ほうコンクリート製品を含む。)</u> 製造設備	
<u>溶解炉</u>	<u>33</u>	<u>移動式製造又は架設設備及び振動加圧式成形設備</u>	<u>18</u>
<u>その他の設備</u>	<u>23</u>	<u>その他の設備</u>	<u>30</u>
<u>陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備</u>		<u>石灰又は苦石灰製造設備</u>	<u>20</u>
<u>倒炎がま:塩融式のもの</u>	<u>8</u>	<u>石こうボード製造設備</u>	
<u>倒炎がま:その他のもの</u>	<u>13</u>	<u>焼成炉</u>	<u>13</u>
<u>トンネルがま</u>	<u>18</u>	<u>その他の設備</u>	<u>30</u>
<u>その他の炉</u>	<u>20</u>	<u>ほうろろ鉄器製造設備</u>	
<u>その他の設備</u>	<u>30</u>	<u>るつぼ炉</u>	<u>8</u>
<u>炭素繊維製造設備</u>		<u>その他の炉</u>	<u>18</u>
<u>黒鉛化炉</u>	<u>10</u>	<u>その他の設備</u>	<u>30</u>
		<u>石綿又は石綿セメント製品製造設備</u>	<u>30</u>

その他の設備	25	岩綿(鉱さい繊維を含む。)又は岩綿製品製造設備	30
その他の炭素製品製造設備		石工品又は擬石製造設備	30
黒鉛化炉	10	その他の窯業製品又は土石製品製造設備	
その他の設備	30	トンネルがま	30
人造研削材製造設備		その他の炉	25
溶融炉	13	その他の設備	38
その他の設備	23		
研削と石又は研摩布紙製造設備			
加流炉	20		
トンネルがま	18		
その他の焼成炉	13		
その他の設備	25		
<u>11 非鉄金属工業</u>			
銅、鉛又は亜鉛精錬設備	25	チタニウム造塊設備	28
アルミニウム精錬設備	34	非鉄金属圧延、押出又は伸線設備	34
ベリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、クロム、マンガン、シリコン、ゲルマニウム又は希土類金属精錬設備	20	非鉄金属鋳物製造業用設備	22
ニッケル、タングステン又はモリブデン精錬設備	28	ダイカスト設備	28
その他の非鉄金属精錬設備	34	その他の設備	
<u>12 鋳鍛造製造業</u>			
製鉄設備	31	鉄鋼鍛造業用設備	26
純鉄又は合金鉄製造設備	22	鋼鋳物又は鉄鋳物製造業用設備	22
製鋼設備	31	金属熱処理業用設備	22
連続式鋳造鋼片製造設備	26	その他の鉄鋼業用設備	33
鉄鋼熱間圧延設備	31	電線又はケーブル製造設備	22
鉄鋼冷間圧延又は鉄鋼冷間成形設備	31	光ファイバー製造設備	18

鋼管製造設備	31	金属粉末又ははく(圧延によるものを除く。)製造設備	18
鉄鋼伸線(引き抜きを含む。)設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備	24	粉末冶金製品製造設備	22
鉄くず処理業用設備	15		
13 金属製品工業			
鋼索製造設備	29	合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはく加工設備	
鎖製造設備	26	脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	15
溶接棒製造設備	24	その他の設備	24
くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備	26	手工具又はのこぎり刃その他の刃物類製造設備	26
ねじ製造業用設備	22	農業用機具製造設備	26
溶接金網製造設備	24	金属製洋食器又はかみそり刃製造設備	24
その他の金網又は針金製品製造設備	31	鋼製構造物製造設備	29
縫針又はミシン針製造設備	29	プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備	
押ししチューブ又は自動組立方式による金属かん製造設備	24	めっき又はアルマイト加工設備	15
その他の金属製容器製造設備	31	その他の設備	26
電気錫めっき鉄板製造設備	26	核燃料物質加工設備	24
その他のめっき又はアルマイト加工設備	15	その他の金属製品製造設備	33
金属塗装設備			
脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	15		
その他の設備	20		
14 機械器具製造業			
ボイラー製造設備	28	歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備	23
エンジン、タービン又は水車製造設備	25	産業用ロボット製造設備	25

<u>農業用機械製造設備</u>	<u>28</u>	<u>その他の産業用機器又は部分品若しくは附属品製造設備</u>	<u>30</u>
<u>建設機械、鉱山機械又は原動機付車両製造設備</u>	<u>25</u>		
<u>金属加工機械製造設備</u>	<u>23</u>	<u>事務用機器製造設備</u>	<u>25</u>
<u>鋳造用機械、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備</u>	<u>28</u>	<u>食品用、暖ちゆう房用、家庭用又はサービ ス用機器(電気機器を除く。)製造設 備</u>	<u>30</u>
<u>機械工具、金型又は治具製造業用設備</u>	<u>23</u>	<u>産業用又は民生用電気機器製造設備</u>	<u>25</u>
<u>繊維機械(ミシンを含む。)又は同部分 品若しくは附属品製造設備</u>	<u>28</u>	<u>銃弾製造設備</u>	<u>23</u>
<u>風水力機器、金属製弁又は遠心分離機 製造設備</u>	<u>28</u>	<u>銃砲、爆発物又は信管、薬きょうその他 の銃砲用品製造設備</u>	<u>28</u>
<u>冷凍機製造設備</u>	<u>25</u>	<u>自動車分解整備業用設備</u>	<u>30</u>
<u>玉又はコロ軸受若しくは同部分品製造 設備</u>	<u>23</u>	<u>上記以外の機械器具、部分品又は附属 品製造設備</u>	<u>32</u>
		<u>機械産業以外の設備に属する修理工場 用又は工作工場用機械設備</u>	<u>32</u>
<u>15 電気機械器具製造業</u>			
<u>電気計測器、電気通信用機器、電子応 用機器又は同部分品製造設備</u>	<u>28</u>	<u>抵抗器又は蓄電器製造設備</u>	<u>25</u>
		<u>プリント配線基板製造設備</u>	<u>17</u>
<u>光ディスク(追記型又は書換え型のもの に限る。)製造設備</u>	<u>17</u>	<u>フェライト製品製造設備</u>	<u>25</u>
		<u>電気機器部分品製造設備</u>	<u>34</u>
<u>交通信号保安機器製造設備</u>	<u>34</u>	<u>乾電池製造設備</u>	<u>25</u>
<u>電球、電子管又は放電灯製造設備</u>	<u>22</u>	<u>その他の電池製造設備</u>	<u>34</u>
<u>半導体集積回路(素子数が500以上の ものに限る。)製造設備</u>	<u>14</u>		
<u>その他の半導体素子製造設備</u>	<u>20</u>		
<u>16 輸送機械製造業</u>			
<u>自動車製造設備</u>	<u>22</u>	<u>鋼船製造又は修理設備</u>	<u>26</u>
<u>自動車車体製造又は架装設備</u>	<u>24</u>	<u>木船製造又は修理設備</u>	<u>29</u>

<u>鉄道車両又は同部分品製造設備</u>	<u>26</u>	<u>舶用推進器、甲板機械又はハッチカバー製造設備</u>	
<u>車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備(ミッション又はクラッチ製造設備を含む。)</u>	<u>22</u>	<u>鋳造設備</u>	<u>22</u>
<u>車両用ブレーキ製造設備</u>	<u>24</u>	<u>その他の設備</u>	<u>26</u>
<u>その他の車両部分品又は附属品製造設備</u>	<u>26</u>	<u>航空機若しくは同部分品(エンジン、機内空気加圧装置、回転機器、プロペラ、計器、降着装置又は油圧部品に限る。)</u>	<u>22</u>
<u>自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備</u>		<u>製造又は修理設備</u>	
<u>めっき設備</u>	<u>15</u>	<u>その他の輸送用機器製造設備</u>	<u>29</u>
<u>その他の設備</u>	<u>26</u>		
<u>17 精密機械器具製造業</u>			
<u>試験機、測定器又は計量機製造設備</u>	<u>26</u>	<u>レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備</u>	<u>24</u>
<u>医療用機器製造設備</u>	<u>29</u>	<u>ウォッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備</u>	<u>24</u>
<u>理化学用機器製造設備</u>	<u>26</u>		
		<u>クロック若しくは同部分品、オルゴールムーブメント又は写真フィルム用スプール製造設備</u>	<u>29</u>
<u>18 その他製造業</u>			
<u>楽器製造設備</u>	<u>28</u>	<u>真空蒸着処理業用設備</u>	<u>20</u>
<u>レコード製造設備</u>		<u>マッチ製造設備</u>	<u>33</u>
<u>吹込設備</u>	<u>20</u>	<u>コルク又はコルク製品製造設備</u>	<u>35</u>
<u>その他の設備</u>	<u>30</u>	<u>つりざお又は附属品製造設備</u>	<u>33</u>
<u>がん具製造設備</u>		<u>墨汁製造設備</u>	<u>20</u>
<u>合成樹脂成形設備</u>	<u>23</u>	<u>ろうそく製造設備</u>	<u>18</u>
<u>その他の設備</u>	<u>28</u>	<u>リノリウム、リノタイル又はアスファルトタイル製造設備</u>	<u>30</u>
<u>万年筆、シャープペンシル又はペン先製造設備</u>	<u>28</u>	<u>畳表製造設備</u>	



<u>ボールペン製造設備</u>	<u>25</u>	<u>織機、い草選別機及びびい割機</u>	<u>13</u>
<u>鉛筆製造設備</u>	<u>33</u>	<u>その他の設備</u>	<u>35</u>
<u>絵の具その他の絵画用具製造設備</u>	<u>28</u>	<u>畳製造設備</u>	<u>13</u>
<u>身近用細貨類、ブラシ又はシガレットライター製造設備</u>		<u>その他のわら工品製造設備</u>	<u>20</u>
<u>製鎖加工設備</u>	<u>20</u>	<u>木ろう製造又は精製設備</u>	<u>30</u>
<u>その他の設備</u>	<u>30</u>	<u>松脂その他樹脂の製造又は精製設備</u>	<u>28</u>
<u>前掲の区分によらないもの</u>	<u>28</u>	<u>蚕種製造設備</u>	
<u>ボタン製造設備</u>	<u>23</u>	<u>人工ふ化設備</u>	<u>20</u>
<u>スライドファスナー製造設備</u>		<u>その他の設備</u>	<u>25</u>
<u>自動務歯成形又はスライダ製造機</u>	<u>18</u>	<u>真珠、貴石又は半貴石加工設備</u>	<u>18</u>
<u>自動務歯植付機</u>	<u>13</u>	<u>水産物養殖設備</u>	
<u>その他の設備</u>	<u>28</u>	<u>竹製のもの</u>	<u>5</u>
<u>合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備</u>	<u>20</u>	<u>その他のもの</u>	<u>10</u>
<u>発ぼうポリウレタン製造設備</u>	<u>20</u>	<u>漁ろう用設備</u>	<u>18</u>
<u>繊維壁材製造設備</u>	<u>23</u>	<u>前掲以外の製造設備</u>	<u>38</u>
<u>歯科材料製造設備</u>	<u>30</u>	<u>—</u>	
<u>19 燃料販売業</u>			
<u>石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯そうを除く。)</u>	<u>36</u>	<u>液化石油ガソリンスタンド設備</u>	<u>22</u>
<u>洗車業用設備</u>	<u>28</u>	<u>機械式駐車設備</u>	<u>42</u>
<u>ガソリンスタンド設備</u>	<u>22</u>		
<u>20 その他の産業</u>			
<u>クリーニング設備</u>	<u>18</u>	<u>蓄電池電源設備</u>	<u>15</u>
<u>故紙梱包設備</u>	<u>18</u>	<u>フライアッシュ採取設備</u>	<u>33</u>
<u>火葬設備</u>	<u>40</u>	<u>石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備(ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。)</u>	<u>25</u>
<u>天然色写真現像焼付設備</u>	<u>15</u>		
<u>その他の写真現像焼付設備</u>	<u>20</u>	<u>ガス事業用供給設備</u>	

種苗花き園芸設備	25	ガス導管: 鋳鉄製のもの	55
砂利採取又は岩石の採取若しくは碎石設備	20	ガス導管: その他のもの	33
砂鉄鉱業設備	20	需要者用計量器	33
金属鉱業設備(架空索道設備を含む。)	23	その他の設備	38
石炭鉱業設備(架空索道設備を含む。)		上水道又は下水道業用設備	30
採掘機械及びコンベヤ	13	国内電気通信事業用設備	
その他の設備	23	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	15
前掲の区分によらないもの	20	アナログ交換設備	40
石油又は天然ガス鉱業設備		その他の設備	23
坑井設備	8	国際電気通信業用設備	
掘さく設備	13	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	15
その他の設備	30	アナログ交換設備	40
天然ガス圧縮処理設備	25	その他の設備	18
硫黄鉱業設備(精錬又は架空索道設備を含む。)	15	ラジオ又はテレビジョン放送設備	15
その他の非金属鉱業設備(架空索道設備を含む。)	23	その他の通信設備(給電用指令設備を含む。)	23
鋼索鉄道又は架空索道設備		ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	
鋼策	8	引湯管	13
その他の設備	30	その他の設備	23
電気事業用水力発電設備	55	公衆浴場設備	
その他の水力発電設備	50	かま、温水器及び温かん	8
汽力発電設備	38	その他の設備	20
内燃力又はガスタービン発電設備	38	遊園地用遊戯設備(原動機付のものに限る。)	23
送電又は電気事業用変電若しくは配電設備		ボーリング場用設備	

別記7-2～10 (省略)

<u>需要者用計器</u>	<u>38</u>	<u>レール</u>	<u>13</u>
<u>柱上変圧器</u>	<u>45</u>	<u>その他の設備</u>	<u>25</u>
<u>その他の設備</u>	<u>55</u>	<u>前掲の機械及び装置以外のもの並びに</u>	
<u>鉄道又は軌道事業用変電設備</u>	<u>50</u>	<u>前掲の区分によらないもの</u>	
<u>列車遠隔又は列車集中制御設備</u>	<u>30</u>	<u>主として金属製のもの</u>	<u>43</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>20</u>
		<u>キュービクル式受変電設備</u>	
		<u>サーキットブレーカー形(CB形)</u>	<u>25</u>
		<u>パワーヒューズ・スイッチ形(PF・S形)</u>	<u>20</u>

別記 7-2～10 (省略)

別記 11-1

## 営業調査算定要領

別添 1 費用分解基準一覧表

別添 2 売上減少率表

別添 3 固定的経費認定基準

別記 11-1

## 営業調査 算定 要領

### 第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 この要領は、愛媛県土木部の公共用地の取得に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）第 4 3 条から第 4 5 条及び愛媛県土木部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（以下「細則」という。）第 2 6 から第 2 8 に規定する営業補償に係る調査算定に適用するものとする。

### 第 2 章 調査及び調査表等の作成

別記 11

## 営業調査積算要領

別添 1 費用分解基準一覧表

別添 2 売上減少率表

別添 3 固定的経費認定基準

別記 11

## 営業調査 積算 要領

### 第 1 章 総 則

### 第 2 章 調査

(調査)

第2条 \_\_\_\_\_ 営業に関する調査は、 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 次 \_\_\_\_\_ に掲げる事項について行うものとする。

一 基本的調査事項

(一) 法人が営業主体である場合の調査は、次に掲げるほか必要と認める事項  
\_\_\_\_\_ について行うものとする。

イ 営業主体に関するもの

- (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- (2) 資本金の額
  
- (3) 法人の組織（支店等及び子会社）
- (4) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日

- (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係
- (7) 移転等の対象となる事業所等の許認可等の取得状況

ロ 業務内容に関するもの

- (1) 営業種目
- (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 移転等の対象となる事業所等の原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- (4) 移転等の対象となる事業所等の品目等別の売上構成
- (5) \_\_\_\_\_ 事業概況説明書写 \_\_\_\_\_

ハ 収益及び経費に関するもの

- (1) 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写（原則として、税務署受付印のあるものとする。）
- (2) 直近3か年の事業年度の損益計算書及び貸借対照表写

(基本調査事項)

第1条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要な  
\_\_\_\_\_ となる次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 営業主体に関するもの

- ① 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- ② 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- ③ 資本金の額
- ④ 法人の組織

（支店等及び子会社）

- ⑤ 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- ⑥ 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

(2) 業務内容に関するもの

- ① 業種
- ② 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- ③ \_\_\_\_\_ 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- ④ \_\_\_\_\_ 品目等別の売上構成
- ⑤ 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。

(3) 収益及び経費に関するもの

\_\_\_\_\_ 営業調査表の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写しを収集する。

- ① 直近3年\_\_の事業年度の確定申告書（控）\_\_。原則として、税務署受付印のあるものとする。\_\_
- ② 直近3\_\_年の事業年度の損益計算書\_\_、貸借対照表\_\_

(3) 直近1年の事業年度の総勘定元帳写及び固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。

(4) 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は、直近3か年とする。

i) 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳

ii) 簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳

(5) 直近3か月の貸金台帳等貸金を確認できる資料

三 その他

営業の状況が把握できる写真を必要に応じて撮影するものとする。

(二) 個人が営業主である場合の営業に関する調査は、(一) に準じて行うものとする。

3 (削除)

二 業種別調査事項

業種別の調査は、次を参考に必要と認められる事項について行うものとする。

第2条 (削除)

(一) 小売、サービス業等

イ 雑貨店、菓子店等店頭で販売する小売業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高及び仕入先

ロ 飲食店、ドライブイン、バー、キャバレー等一般的飲食業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所の広さ(部屋数)、椅子の数、料金、仕入先及び営業時間

ハ 待合、料亭等高級接客業

(3) 直近1年の事業年度の総勘定元帳、固定資産台帳。特に必要と認める場合は直近3年とする。

(4) 直近1年の事業年度の次の帳簿。特に必要と認める場合は、直近3年とする。

イ 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳

ロ 簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳

(4) その他補償額の算定に必要となるもの

2 個人が営業主である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。

3 前2項の調査以外に営業補償額の積算に必要となる従業員等給料申告書等の調査及び申告書の提出を求めるものとする。

二 (業種別調査事項)

第2条 受注者は、営業の種別ごとに、次の各号に掲げる事項を調査し、所要の調査表を作成するものとする。

なお、これは業種ごとの基本的な調査事項であり、その他必要と認められる事項について適宜調査を行うものとする。

(1) 小売、サービス業等

① 雑貨店、菓子店等店頭で販売する小売業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、仕入先等について調査する。

② 飲食店、ドライブイン、バー、キャバレー等一般的飲食業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所の広さ(部屋数)、椅子の数、料金、仕入先及び営業時間等について調査する。

③ 待合、料亭等高級接客業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所の広さ（部屋数）、得意先、客の質、1日平均の部屋の使用頻度及び従業員の雇用形態

### 三 旅館、ホテル業

1日の平均客数、営業場所の広さ（部屋数）、料金、賄量、観光バス・観光会社との関係、営業の閑期・繁期及び従業員の雇用形態

### ホ 簡易旅館、下宿業等

営業場所の広さ（部屋数）、料金、賄量及び現在の宿泊（下宿）人数

### ヘ 病院、医院等

1日の平均外来患者数、入院患者数、営業場所の広さ（部屋数）、ベット数及び社会保険による診療と普通診療の患者の率

### ト 美容院、理髪業

1日の平均客数、得意先、椅子の数、料金、従業員の数、固定客の率、美容・理容具及び化粧品等の販売を行っている場合はその内容

### チ パチンコ店、麻雀屋等遊戯場

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、椅子の数、遊戯器具の台数、パチンコ店については景品による利益及び飲み物等自動販売機

### リ 浴場業、映画館

1日の平均客数、営業場所の広さ、料金、客の大人、中人、小人の数の比率及び飲み物等自動販売機

### ヌ 石油製品小売業（ガソリンスタンド）

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、料金、チケット利用者数、部品、カーアクセサリ等の販売、洗車、法定点検及び整備施設

### ル 自動車整備業

1日の平均客数、営業場所の広さ、得意先、料金、特約店との契約内容及び従業員の数

### ヲ 倉庫業

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所の広さ（部屋数）、得意先、客の質、1日平均の部屋の使用頻度及び従業員の雇用形態等について調査する。

### ④ 旅館、ホテル業

1日の平均客数、営業場所の広さ（部屋数）、料金、賄量、観光バス\_\_\_\_会社との関係、営業の閑期・繁期及び従業員の雇用形態等について調査する。

### ⑤ 簡易旅館、下宿業等

営業場所の広さ（部屋数）、料金、賄量及び現在の宿泊（下宿）人数等を調査する。

### ⑥ 病院、医院等

1日の平均外来患者数、入院患者数、営業場所の広さ（部屋数）、ベット数及び社会保険による診療と普通診療の患者の率等を調査する。

### ⑦ 美容院、理髪業

1日の平均客数、得意先、椅子の数、料金、従業員の数、固定客の率、美容・理容具及び化粧品等の販売を行っている場合はその内容等を調査する。

### ⑧ パチンコ\_\_、麻雀屋等遊戯場

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、椅子の数、遊戯器具の台数。パチンコ屋については景品による利益及び飲み物等自動販売機についても調査する。

### ⑨ 浴場業、映画館

1日の平均客数、営業場所の広さ、料金、客の大人、中人、小人の数の比率及び飲み物等自動販売機について調査する。

### ⑩ 石油製品小売業（ガソリンスタンド）

1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、料金、チケット利用者数、部品、カーアクセサリ等の販売、洗車、法定点検及び整備施設等について調査する。

### ⑪ 自動車整備業

1日の平均客数、営業場所の広さ、得意先、料金、特約店との契約内容及び従業員の数等について調査する。

### ⑫ 倉庫業

営業場所の広さ、得意先、料金、扱い荷の入在庫伝票及び扱い荷の平均回転率

㊦ 弁護士、税理士等

得意先、料金、フリー客の1か月平均の数とその報酬、事務所と住居の関係

(二) 卸売業等

取引先（得意先）、扱い品の1か月平均入出庫量、仕入価格、仕入調査、在庫量、販売先及び従業員の数

(三) 製造業等

機械設備等の数量・種類・配置・規模、生産品の種類・数量・原価、1日の平均生産量、原材料の仕入先・仕入量、原材料、加工・製品・荷造・搬出等の生産工程、部門別従業員内訳、従業員及び機械配置・行動軌跡

なお、必要に応じて次の事項についても調査するものとする。

㊦ 公害対策施設に関する調査

当該工場の公害発生源の有無及び現存する公害対策に係る施設及び環境基本法（平成5年法律第91号）等公害関係法規との関係で、移転することによる公害対策施設費の増分

㊦ JISマーク表示許可、失効に伴う損失等に関する調査

当該工場で製造される商品に、産業標準化法（昭和24年法律第158号）に基づく日本産業規格表示制度によるJISマーク表示許可の有無、工場の移転に伴うJISマーク喪失の期間（移転後申請に必要な稼働期間又は申請から許可までに要する期間）及びJISマークを喪失することによる商品の値下がり等についての調査

なお、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく日本農林規格によるJASマークの喪失についても同様とする。

㊦ 立上り損失に関する調査

製造工場が移転し、新たな操業を開始した場合のロス製品の発生  
比率及び 通常のロス率に 回復するまで  
の期間

営業場所の広さ、得意先、料金、扱い荷の入在庫伝票、扱い荷の平均回転率等について調査する。

⑬ 弁護士、税理士等

得意先、料金、フリー客の1月平均の数とその報酬、事務所と住居の関係等を調査する。

(2) 卸売業等

取引先（得意先）、扱い品の1月平均入出庫量、仕入価格、仕入調査、在庫量、販売先及び従業員の数等について調査するものとする。

(3) 製造業等

機械設備等の数量・種類・配置・規模、生産品の種類・数量・原価、一日の平均生産量、原材料の仕入先・仕入量、原材料、加工・製品・荷造・搬出等の生産工程、部門別従業員内訳、従業員及び機械配置・行動軌跡等について調査するものとする。

なお、必要に応じて次の事項についても調査するものとする。

① 公害対策施設に関する調査

当該工場の公害発生源の有無及び現存する公害対策に係る施設及び公害対策基本法等公害関係法規との関係で、移転することによる公害対策施設費の増分等についての調査

② JISマーク表示許可、失効に伴う損失等に関する調査

当該工場で製造される商品に、産業標準化法に基づく日本産業規格表示制度によるJISマーク表示許可の有無、工場の移転に伴うJISマーク喪失の期間（移転後申請に必要な稼働期間又は申請から許可までに要する期間）及びJISマークを喪失することによる商品の値下がり等についての調査

なお、農林物資の規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく日本農林規格によるJASマークの喪失についても同様とする。

③ 立上り損失に関する調査

製造工場が移転して新たな操業を開始した場合に、ロス製品の発生がどの程度の比率で発生し、通常のロス率にまで回復するにはどの程度の期間を必要とするか等についての調査



三 補償種別調査事項

補償種別の調査は、次に掲げるほか第3章算定に必要と認められる事項について行うものとする。

第3条 (削除)

(一) 営業廃止の補償

イ 営業権等の調査

(1) 近傍同種の営業の権利等の取引事例がある場合は、その取引に関する資料の調査

(2) 当該営業権が他から有償で譲受けた場合又は合併により取得した場合は、その取得に関する資料の調査

ロ 資産、商品、仕掛品等の売却損の調査

営業用固定資産（建物、機械、器具、備品等）及び流動資産（商品、仕掛品、原材料等）の売却損に関する資料

ハ その他資本に関する調査

社債の繰上償還により生ずる損失、契約の解約に伴う違約金及び清算法人に要する諸経費に関する資料

二 解雇予告手当相当額及び転業に通常要する期間中の休業手当相当額の調査

休業、解雇又は退職に関する労働協約及び就業規則の他、従事状況及び雇用形態に関する資料により次に該当する者の有無について調査するものとする。

(1) 同一経営者に属する営業所等が他にあり、当該営業所等に従事することができる者

(2) 一時限りで臨時に雇用されている者

(3) 家族従業員であって、その賃金を自家労働評価額として必要経費から除外した者

ホ その他の労働に関して通常生ずる損失の調査

雇用保険料、社会保険料及び健康保険料等の法定福利に関する資料

ヘ 解雇する従業員に対する離職者補償の調査

三 (補償種別調査事項)

第3条 受注者は、補償種別ごとに必要なものについて次により調査を行い、所要の調査表を作成するものとする。

(1) 営業休止補償

営業休止補償は、次に掲げる事項を調査するものとする。

勤続期間及び年齢

①～⑦ (削除)

① 休業期間の調査

建物の移転工期、移転前後の準備期間、機械設備又は商品等の移転等により休業期間を調査する。ただし、建物移転工程等が明らかでないものは、監督員の指示によるものとする。

② 収益（所得）減の調査

休業期間中に発生すると予想される収益（所得）減を次により調査するものとする。

イ 損益計算書及び貸借対照表の分析

ロ 直近3年分の損益計算書による経営分析

ハ 営業資料が得られない場合は、現地調査による収益資料の収集及び分析

③ 得意先喪失期間の調査

休業期間、営業の種類、得意先の分布事情等により、得意先喪失の期間を調査するものとする。

④ 従業員（人件費）の調査

従業員の調査は、賃金台帳に基づき調査し従業員調査表（様式第71号）を作成するものとする。

なお、次に該当する者がいる場合には、これを明らかにし、前記調査表の摘要欄に記載するものとする。

イ 同一経営者に属する営業所等が他にあり、当該営業所等に従事することができる者

ロ 営業所等の休止に関係なく外交、注文取り等に従事することができる者

ハ 一時限りで臨時（パートタイマー、アルバイト等）に雇用されている者

⑤ 商品、仕掛品等の減損調査

移転及び休業における商品、仕掛品の減損の有無及びその内容について調査するものとする。

⑥ 移転広告費等の調査

移転広告費等は、次に掲げる事項について調査するものとする。

イ 商圏の世帯数及び過去の売出し等に際し配布したチラシ等の枚数等の調査

(二) 営業休止の補償

イ 土地等を取得する場合の営業休止の補償

(1) 固定的な経費の調査

- i) 公租公課
- ii) 電気、ガス、水道、電話等の基本料金
- iii) 営業用資産（建物、機械等）の減価償却費及び維持管理費
- iv) 借入地地代、借家家賃、機械器具使用料及び借入資本利子
- v) 従業員のための法定福利費
- vi) 従業員のための福利厚生費
- vii) その他の固定経費

(2) 休業期間中の従業員に対する休業手当相当額の調査

休業、解雇又は退職に関する労働協約及び就業規則の他、従事状況及び雇用形態に関する資料により次に該当する者の有無について調査するものとする。

- i) 同一経営者に属する営業所等が他にあり、当該営業所等に従事することができる者
- ii) 営業所等の休止に関係なく外交、注文取り等に従事することができる者
- iii) 一時限りで臨時に雇用されている者
- iv) 家族従業員であって、その賃金を自家労働評価額として必要経費から除外した者

(3) 商品、仕掛品等の減損の調査

商品、仕掛品等の減損の有無及びその内容

(4) 移転広告費等の調査

ロ 取引先名簿、得意先名簿等により移転通知先数の調査

ハ 事務所が移転することによってスクラップ化する事務用品等の数量の調査

ニ 開店祝いの実態、閉店・開店広告等についての地域の慣行の調査

⑦ 仮営業所を設置する場合の調査

仮営業であるための収益減を調査する。

なお、借上げによる場合は、地代相当額及び建設費等についても調査するものとする。

(2) 営業廃止補償

- i) 商圏の世帯数及び過去の売出し等に際し配布したチラシ等の枚数及び配付回数
- ii) 取引先名簿、得意先名簿等により移転通知先数
- iii) 開店祝いの実態（招待状の印刷及び封書代、酒肴代、記念品及び招待客数等）、閉店・開店広告等についての地域の慣行
- iv) 事務所が移転することによってスクラップ化する事務用品等の数量
- v) その他の費用

ロ 仮営業所を設置して営業を継続する場合

- (1) 仮営業所の設置費用については、別記 14 仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（以下「仮住居要領」という。）に準じて調査するものとする。
- (2) 仮営業所を設置する場合における商品、仕掛品等の減損、移転広告費等の調査は（二）イ土地等を取得する場合の営業休止の補償に準じて調査するものとする。

ハ 土地等を使用する場合の営業休止補償

- (1) 仮営業所を設置して営業を継続する場合の調査は、（二）ロ仮営業所を設置して営業を継続する場合に準じて調査するものとする。
- (2) 立地規制等により営業の一部を継続することができないと認められる場合の調査は（三）営業規模縮小の補償に準じて調査するものとする。
- (3) 細則第 27 の 2 第 3 項の調査は、（二）イ土地等を取得する場合の営業休止の補償に準じて調査するものとする。

①～⑥ （削除）

営業廃止補償は、次に掲げる事項を調査するものとする。

- ① 近傍同種の営業の権利等の取引事例がある場合は、その取引に関する資料の調査
- ② 当該営業権が他から有償で譲受けた場合、又は合併により取得した場合は、その取得に関する資料の調査
- ③ 売却損の対象となる営業用固定資産（建物、機械装置、車輛運搬具等）及び流動資産（商品、仕掛品、原材料等）に関する資料の調査
- ④ 従業員及び雇用に関する資料として、休業、解雇又は退職に関する労働協約、就業規則及びその他の雇用契約に係る書類等の調査
- ⑤ 社債の繰上償還により生ずる損失の調査

(三) 営業規模縮小補償

イ 固定資産の売却損の調査

固定資産の売却損の調査は、(一) ロ資産、商品、仕掛品等の売却損の調査に準じて調査するものとする。

ロ 解雇予告手当相当額の調査

解雇予告手当相当額の調査は、(一) ニ解雇予告手当相当額及び転業に通常要する期間中の休業手当相当額の調査に準じて調査するものとする。

ハ その他資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失の調査

資本の過剰遊休化による損失の調査は、(二) イ(1)固定的な経費の調査に準じて調査するものとし、労働の過剰遊休化による損失の調査は、(二) イ(2)休業期間中の従業員に対する休業手当相当額の調査に準じて調査するものとする。

ニ 解雇する従業員に対する離職者補償の調査

解雇する従業員に対する離職者補償の調査は、(一) ヘ解雇する従業員に対する離職者補償の調査に準じて調査するものとする。

ホ 損益分岐点比率の調査

当該企業の損益分岐点比率の調査は、次の式により求めるものとする。

$$\text{損益分岐点比率} = \frac{\text{損益分岐点売上高}}{\text{売上高}} \times 100$$

$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費}}{\text{変動費}}$$

⑥ 営業廃止後における転業、廃業等についての調査

(3) 営業規模縮小補償

営業規模縮小補償は、次に掲げる事項を調査するものとする。

① 営業用固定資産及び流動資産に関する資料、従業員及び雇用に関する資料の調査

② 資本の過剰遊休化及び経営効率低下により通常生ずる損失額の認定に必要な資料として、商品の単位当たりの生産費又は販売費等の増大分(単位当たりの経費増)の調査

③ 当該企業の損益分岐点比率の調査

$$\text{損益分岐点比率} = \frac{\text{損益分岐点売上高}}{\text{売上高}} \times 100$$

$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費}}{\text{変動費}}$$

1 —————  
売上高

固定費：直接労務費、間接労務費、福利厚生費、賄費、減価償却費、賃借料、保険料、修繕費、光熱水道料、旅費、交通費、その他製造経費、通信費、支払運賃、荷造費、消耗品費、広告宣伝費、交通接待費、役員給料手当、事務費・販売員給料手当、支払利息・割引料、公租公課、その他販売管理費等

変動費：直接材料費、買入れ部品費、外注工賃、間接材料費、その他直接経費、重油等燃料費等

へ \_\_\_\_\_ 規模の 縮小率  
\_\_\_\_\_ の調査

規模の縮小率の調査は、従業員比、売上高比、面積比、生産高比及び給与（人件費）等による縮小率を調査するものとする。また、本店、支店等がある場合において、本店又は支店が営業規模を縮小することによって相互に大きな影響を与えると認められる場合は、それらの関連性を調査するものとする。

⑤ (削除)

(調査表)

第 3 条 営業に関する調査表は、前条の調査結果に基づき、営業調査総括表（様式第 70 号）、損益計算書比較表（様式第 86 号）、仕入先調査表（様式第 72 号）、従業員調査表（様式第 71 号）及びその他必要な調査表を作成するものとする。

\_\_\_\_\_ (1)～(15) (削除)

1 —————  
売上高

固定費：直接労務費、間接労務費、福利厚生費、賄費、減価償却費、賃借料、保険料、修繕費、光熱水道料、旅費、交通費、その他製造経費、通信費、支払運賃、荷造費、消耗品費、広告宣伝費、交通接待費、役員給料手当、事務費・販売員給料手当、支払利息・割引料、公租公課、その他販売管理費

変動費：直接材料費、買入れ部品費、外注工賃、間接材料費、その他直接経費、重油等燃料費

④ 本店、支店等がある場合において、本店又は支店が営業の規模を縮小することによって相互に大きな影響を与えると認められる場合は、それらの関連度の調査

⑤ 従業員比、売上高比、面積比、生産高比及び給与（人件費）等による縮小率の調査

(作成図書等)

第 4 条 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 受注者は、前条までの調査に基づき、次の各号に掲げる図書等を作成等するものとする。

- (1) 営業調査総括表（様式第 70 号）
- (2) 事業概況説明書、ただし個人の場合は営業概況書
- (3) 確定申告書（勘定科目内訳明細書を含む。）（写）

(図面)

第4条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

- 一 写真撮影方向図 第2条第1号(一)ニその他に規定する写真撮影を行った場合は写真撮影方向図を作成するものとする。
- 二 その他図面 その他の図面は、必要に応じて作成するものとする。

## 第3章 算定

(補償額の構成)

第5条 営業補償の構成は、次のとおりとする。

営業廃止の補償の構成・営業休止の補償の構成・営業規模縮小の補償の構成(表省略)

(営業廃止の補償の算定)

第6条 営業廃止の補償の算定は、営業補償金算定書(営業廃止の補償)(様式第73-1号)、固定資産等の売却損補償額算定書(様式第78号)、従業員に対

(4) 損益計算書(写)

(5) 貸借対照表(写)、ただし個人の場合は総勘定元帳(写)等

(6) 登記事項証明書(法人、商業)(写)

(7) 固定資産明細表(写)

(8) 従業員調査表(様式第71号)

(9) 売場及び工場配置図

(10) 生産及び販売実績調査表。ただし、第2号の書類があれば省略することができる。

(11) 得意先損失調査表

(12) 移転広告費調査表

(13) 営業の権利調査表

(14) 流動資産調査表

(15) 仕入先調査表(様式第72号)

## 第2章 積算

(補償 種別)

第5条 受注者は、営業調査の成果に基づき、補償種別ごとに次により補償金額を積算するものとする。

する休業手当相当額算定書（様式第80号）、認定収益額算定書（様式第75号）及びその他必要な算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

一 営業権等の補償

基準第43条第1項第1号に規定する営業権等の正常な取引価格は、次によるものとする。

（一）近傍又は同種の営業権等の取引事例がある場合

正常な取引価格は、近傍又は同種の営業権等の取引価格を基準とし、これらの権利及び補償の対象となる権利等について営業の立地条件、収益性、その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定するものとする。

（二）近傍又は同種の営業権の取引事例がない場合

正常な取引価格は、次式により算定した額を標準とする。

$$\frac{R}{r}$$

R 年間超過収益額 過去3か年の平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積 額を控除して得た額

この場合において自己資本利子見積額は自己資本額に年利率を乗じて得た額とする。

r：年利率 8%

二 資産、商品、仕掛品等の売却損の補償

細則第26条第3項に規定する資産、商品、仕掛品等の売却損の補償は、次によるものとする。

（一）建物、機械、器具、備品等の営業用固定資産の売却損の補償

イ 現実に売却し得る資産（機械、器具、備品等）

売却損の補償額＝現在価格－売却価格

売却価格は、現在価格の50%を標準とするものとする。

なお、50%とすることが適当でないと思われる場合は、専門業者等からの意見を聴取するなど、その他適切な方法により定めることができる。

ロ 解体せざるを得ない状況にある資産（家屋、納屋、設備等）

売却損の補償額＝現在価格＋解体処分費（解体費、廃材運搬費、廃



材処分費)

－処分価格（発生材価額）

ハ スクラップとしての価値しかない資産（償却済の機械、器具、備品等）

売却損の補償額＝現在価格－スクラップ価格（発生材価額）

(二) 商品、仕掛品、原材料等の営業用流動資産の売却損の補償

売却損の補償＝費用価格（仕入費及び加工費等）－処分価格

処分価格は、費用価格の 50%を標準とするものとする。

なお、50%とすることが適当でないと思われる場合は、専門業者等からの意見を聴取するなど、その他適切な方法により定めることができる。

三 その他資本に関して通常生ずる損失額の補償

基準第 4 3 条第 1 項第 2 号に規定するその他資本に関して通常生ずる損失額の補償は、営業を廃止するために、社債の繰り上げ償還を行う必要がある場合に発生する損失、契約の解除に伴う違約金又は清算法人に要する諸経費等が認められる場合に個別に算定するものとする。

四 解雇予告手当相当額の補償

細則第 2 6 条第 4 項に規定する解雇予告手当相当額の補償は、従業員に対して 30 日前に解雇予告ができない場合に補償するものとし、補償額の算定は次による額とする。

解雇予告手当相当額の補償額＝平均賃金×補償期間（日）

平均賃金は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 12 条により求めるものとし（第 5 号及び第 7 条第 2 号においても同様）、補償期間は 30 日以上とする。

五 転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額の補償

基準第 4 3 条第 1 項第 3 号に規定する転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額の補償は、営業を廃止することに伴い転業することが相当であると認められる場合で、従前の営業と新たな営業の種類、規模及び当該地域における労働力の需給関係等により従業員の全部又は一部を継続して雇用する必要があるときは、次によるものとする。

休業手当相当額の補償＝平均賃金×補償率（80/100 を標準として 60/100～100/100 の範囲の率）×転業に通常必要とする期間

転業に通常必要とする期間は、事業主が従来の営業を廃止して新たな営業を開始するために通常必要とする期間であり、社会的、経済的状況、従前の営業の種類及び内容と新たな営業との関係及び年齢等により6か月ないし1年とする。

#### 六 その他労働に関して通常生ずる損失額の補償

基準第43条第1項第3号に規定するその他労働に関して通常生ずる損失額の補償額は、帰郷旅費相当額（労働基準法第64条の規定による。）、転業に通常必要とする期間中に事業主に課せられる法定福利費相当額（雇用保険料、社会保険料、健康保険料等）等を実態に応じて補償するものとする。

#### 七 転業に通常必要とする期間中の従前の収益（又は所得）相当額の補償

細則第26条第6項に規定する転業に通常必要とする期間中の従前の収益（又は所得）相当額の補償は、次によるものとする。

収益（又は所得）相当額の補償額＝年間の認定収益（又は所得）額×転業に通常必要とする期間

転業に通常必要とする期間は、営業地の地理的条件、営業の内容、従来の営業の業種と転業後の業種、事業主の年齢等により2年（被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合においては3年）の範囲内で定めるものとする。

#### 八 解雇する従業員に対する離職者補償

基準第43条第2項に規定する離職者の補償は、基準第62条により算定するものとする。

（営業休止の補償（土地等を取得する場合）の算定）

#### 第7条 土地等を取得する場合の営業休止の補償の算定は、営業補償金算定書

（営業休止の補償）（様式第73-2号）、固定的経費内訳書（様式第76号）、固定的経費付属明細書（様式第77号）、従業員に対する休業手当相当額算定書（様式第78号）、認定収益額算定書（様式第75号）、得意先喪失補償額算定書（様式第81～84号）、費用分解一覧表（様式第74号）、固定資産等の売却損補償額算定書（様式第78号）、移転公告費等算定書（様式第85号）及びその他必要な算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

#### 一 固定的な経費の補償

細則第27条第1項（2）に規定する固定的な経費の補償は、次による

ものとする。

固定な経費の補償＝年間固定な経費認定額×1／365×補償期間（日）  
固定な経費の認定のための判断基準は、別表1固定な経費認定基準によるものとする。

## 二 従業員に対する休業手当相当額の補償

細則第27条第1項（3）に規定する従業員に対する休業手当相当額の補償は、次によるものとする。

休業手当相当額の補償＝平均賃金×補償率（80／100を標準として60／100～100／100の範囲の率）×補償期間（日）

## 三 休業期間中の収益減又は所得減の補償

細則第27条第1項（4）に規定する休業期間中の収益減又は所得減の補償額は、次によるものとする。

休業期間中の収益減又は所得減の補償額＝年間の認定収益（又は所得）×1／365×補償期間（日）

## 四 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償

細則第27条第1項（5）に規定する一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償は、次によるものとする。

一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償＝従前の1か月の売上高×売上減少率×限界利益率

従前の1か月の売上高＝年間売上高÷12か月

年間の売上高は、売上高から売上値引等及び雑収入を加減した額とする。

限界利益率＝（固定費+利益）÷売上高又は（売上高－変動費）÷売上高（小数点以下第四位切り捨て）

売上減少率は、別表2売上減少率表によるものとし、限界利益率算定に係る固定費等の認定は、別表3費用分解基準一覧表によるものとする。

## 五 商品、仕掛品等の減損の補償

基準第44条第1項第4号に規定する商品、仕掛品等の減損の補償について、商品、仕掛品等の移転に伴う減損は、割増運賃及び運送保険料相当額を専門業者からの見積等により算定するものとする。

商品、仕掛品等の保管に伴う減損は、保管料の割増料金を専門業者からの見積等により算定するものとする。ただし、保管することが不可能なもの及び保

管することにより商品価値を失うものについては、費用価格（仕入費及び加工費等）の50%を標準として、売却損を算定するものとする。

#### 六 移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償

基準第44条第1項第4号に規定する移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償は、当該地域の実情、営業所の業種、規模及び商圈の範囲等に応じ、次を参考に算定するものとする。

##### (一) 移転広告費等

###### イ 移転広告費

移転広告費＝広告枚数×印刷・用紙代+諸経費）×回数

###### ロ 移転通知費

移転通知費＝移転通知枚数×印刷・葉書代+諸経費

##### (二) 開店費用等

###### イ 開店祝費

開店祝費＝招待客数×（招待状代+印刷代+封書代+切手代+酒肴代+記念品代+諸経費）

###### ロ 粗品費

粗品費＝顧客数×粗品代

###### ハ 捨て看板費

捨て看板費＝本数×看板費単価

##### (三) その他の費用

法令上の手続及びその他の諸経費、野立看板の書替えに要する費用、営業用自動車の車体文字の書替えに要する費用等

（営業休止の補償（仮営業所を設置して営業を継続する場合）の算定）

#### 第8条 仮営業所を設置して営業を継続する場合の算定は、営業補償金算定書

（営業休止の補償）（様式第73-2号）、認定収益額算定書（様式第75号）、得意先喪失補償額算定書（様式第81～84号）、費用分解一覧表（様式第74号）、固定資産等の売却損補償額算定書（様式第78号）、移転広告費等算定書（様式第85号）及びその他必要な算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

##### 一 仮営業所の設置の費用の補償

細則第27条第2項(2)に規定する仮営業所の設置の費用の算定は仮住居要領第4条に準じて算定するものとする。

## 二 仮営業であるための収益減又は所得減等の補償

基準第44条第2項に規定する仮営業であるための収益減又は所得減等の補償額は、従前の場所で営業していたとした場合に得られたであろう収益(又は所得)と仮営業で得ることができる収益(又は所得)との差額とし、仮営業所を設置する位置、規模及び質的条件、人件費、減価償却費等の過剰遊休化による収益(又は所得)への圧迫、仕入市場の変化に伴う運搬費の経費増等を考慮し算定するものとする。

## 三 仮営業所であることにより一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償

基準第44条第2項に規定する仮営業所であることにより一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償は、店舗等の位置を変更することにより、一時的に得意先を喪失することにより生ずる損失を補償するものとし、前条第4号に準じて算定するものとする。

## 四 仮営業所を設置する場合における商品、仕掛品等の減損、移転広告費等の補償

基準第44条第2項に規定する商品、仕掛品等の減損、移転広告費等は、前条第5号及び第6号に準じて算定するものとする。

(営業休止の補償(土地等を使用する場合)の算定)

## 第9条 土地等を使用する場合の営業補償の算定は、次のとおり算定するものとする。

一 細則第27条の2第1項に規定する仮営業所を設置して営業を継続する場合の補償の算定は、第8条に準じて算定するものとする。

二 細則第27条の2第2項に規定する立地規制等により営業の一部を継続することができない場合の補償の算定は、第10条に準じて算定するものとする。

三 細則第27条の2第3項は、第7条に準じて算定するものとする。

(営業規模縮小の補償の算定)

第10条 営業規模縮小の補償の算定は、営業補償金算定書(営業規模縮小の補償)(様式第73-3号)、固定資産等の売却損補償額算定書(様式第78号)、認定収益額算定書(様式第75号)及びその他必要な算定書を用いて次のとおり算定するものとする。

一 固定資産の売却損の補償

基準第45条第1項第1号に規定する固定資産の売却損の補償は、第6条第2号に準じて算定するものとする。

二 解雇予告手当相当額の補償

基準第45条第1項第1号に規定する解雇予告手当相当額の補償は、第6条第4号に準じて算定するものとする。

三 その他資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償

基準第45条第1項第1号に規定するその他資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償は、次によるものとする。

(一) 資本の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償

資本の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償額＝（固定的経費×縮小率－売却する資産に対する固定的経費）×補償期間

(二) 労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償

労働の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償額＝（従業員休業手当相当額×縮小率－解雇する従業員の従業員手当相当額）×補償期間

資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償の補償期間は、専門家等からの意見を聴取し、又はその他適切な方法により認定するものとする。

(一)、(二)及び第4号に用いる縮小率は、営業用施設の減少割合が売上高と相関関係にあると判断される業種にあつては次式を参考に認定するものとし、営業用施設等の縮小率と売上高の相関関係が低いと判断される業種にあつては、営業の内容、規模等の実態を考慮して認定するものとする。

$$\text{縮小率} = 1 - \frac{\text{縮小後の面積等}}{\text{縮小前の面積等}} \quad (\text{小数点以下第四位切り捨て})$$

四 経営効率が低下することにより通常生ずる損失額の補償

細則第28条第2項に規定する経営効率が低下することにより通常生ずる損失額の補償は、次によるものとする。

経営効率が低下することにより通常生ずる損失の補償額＝認定収益（又は所得額）×縮小率×補償期間

補償期間は、従前の営業内容、縮小部分がその営業に占める割合、一商品当たりの販売費と単位生産費当たりの生産費の増加及び利益の減少等を勘案し、2年以内で適正に定めた期間とする。

#### 五 解雇する従業員に対する離職者補償

基準第45条第2項に規定する離職者補償は、第6条第8号に準じて算定するものとする。

#### (1) 営業休止補償

営業休止補償は、次の各号に掲げるところにより補償金額を積算するものとする。

##### ① 休業期間の認定

休業の期間は、当該営業に供されている建物の移転期間とする。ただし、準備期間を必要とする場合は、移転期間の前後に加算する。

なお、監督員の指示により移転期間を認定した場合は、これによる。

##### ② 収益（又は所得）減の補償額

休業期間中の収益（又は所得）減の補償額は、休業期間中、当該営業所により得られる予想収益（又は所得）相当額とする。ただし、外交、注文取り等により営業の一部を継続できる場合には、それによる予想収益（又は所得）相当額を控除する。

算式は次のとおりとする。

なお、この場合において、年間の認定収益額は原則として営業休止時期の直近1年の損益計算書により認定するものとするが、直近1年の損益計算書のみでは合理性を欠くと認められるときは、直近3年の損益計算書により認定するものとする。

$$\text{年間の認定収益（又は所得）} \times \frac{1}{365} \times \text{補償日数}$$

##### ③ 得意先喪失の補償

得意先喪失の補償額は、次式イにより算定するものとする。

なお、限界利益率については、個々の企業の営業実態、営業実績等に基づき算出するものとし、変動費の認定は、別添1費用分解基準一覧表を基に次

式ロによるものとする。ただし、費用分解基準一覧表を適用して個々の企業ごとに限界利益率を算出することが困難な場合は、「中小企業の財務指標」(中小企業庁編)の「実数分析データ」「中分類」における業種別の損益計算書に掲げる計数を用いて次式ハにより算出することができるものとする。

イ 得意先喪失補償額＝従前の1か月の売上高×売上減少率×限界利益率  
売上減少率：別添2「売上減少率表」による。

ロ 限界利益率：(固定費+利益)÷売上高(又は(売上高-変動費)÷売上高)

ハ 限界利益率：(売上高-(売上原価-労務費-賃借料-租税公課))÷売上高

#### ④ 固定的経費の補償

固定的経費の認定は、別添3「固定的経費の認定基準」等を参考にし、次式により積算するものとする。

$$\frac{\text{年間固定的経費認定額} \times \frac{1}{365}}{\text{補償日数}}$$

#### ⑤ 従業員に対する休業(人件費)の補償

従業員に対する休業手当相当額は、その休業期間中に対する平均賃金の100分の80を標準として当該平均賃金の100分の60から100分の100の範囲内で適正に定めた額とし、従業員調査表に基づき積算するものとする。ただし、次の一に該当すると認められる場合は、これを減額し、又は補償しないものとする。

イ 同一経営に属する営業所等が他にあり、当該営業所等で従業できるとき。

ロ 営業所の休止に関係なく、外業に従事できるとき。

ハ 従業員が一時限りの臨時に雇用されているとき。

ニ 家族従業員であって、その賃金を自家労働評価額として必要経費から除外したとき。

#### ⑥ 商品、仕掛品等の減損の補償

商品、仕掛品等の移転に伴う減損については、損害保険会社、同業組合等の専門家の見積り又は当該業種の運送を専門的にしている業者の見積りにより積算するものとする。ただし、保管することが不可能なもの及び保管する



ことにより商品価値を失うものについては、費用価格（仕入費及び加工費等）の50%を標準として、売却損を積算するものとする。

⑦ 移転広告費、開店祝費等の補償

地域の慣行、当該営業所の業種、規模及び商圈の範囲等を考慮し、必要に応じて次により積算するものとする。

イ 移転広告費

(イ) 移転広告費

(印刷・用紙代×広告枚数+諸経費) ×回数

(ロ) 移転通知書

印刷・葉書代×移転通知枚数+諸経費

ロ 開店費用

(イ) 開店祝費

(招待状の印刷・封書代+酒肴代+記念品+諸経費) ×招待客数

(ロ) 粗品費

粗品代×顧客数

(ハ) 捨て看板費

単価×本数

(ニ) その他の費用

法令上の手続及びその他の諸経費、野立看板の書替えに要する費用、  
営業用自動車の車体文字の書替えに要する費用

⑧ 仮営業所による補償

仮営業所を設置して営業を継続することが相当と認められる場合の補償は、次により積算するものとする。

イ 仮営業所の設置に要する費用

(イ) 仮営業所を借り入れる場合

仮営業期間中の賃借料相当額+仮営業所の賃借に通常必要とする費用

(ロ) 仮営業所を建設する場合

地代相当額+仮設組立建物等のリース料又は仮設建物等の建築費+解体除却費-発生材価額

ロ 営業所の移転に伴い通常生ずる損失の補償

仮営業所への移転に伴う商品、仕掛品等の減損額及び仮営業所に仮移転するための移転通知に要する額

ハ その他必要となる補償

イ及びロ以外で、仮営業所を設置して営業を継続することに伴う補償が必要であると認められるものについては、監督員の指示により積算した額

(2) 営業廃止補償

営業廃止補償は、次の各号に掲げるところにより補償金額を積算するものとする。

① 営業権等の補償

イ 営業権の取引事例がある場合は、正常な取引価格によるものとするものとする。

ロ 営業権の取引事例がない場合は、次式によるものとするものとする。

$$\frac{R}{r}$$

R : 年間超過収益 (又は所得) 額

r : 年利率 8%

② 資産、商品、仕掛品等の売却損等の補償

イ 営業用固定資産の売却損の補償

(イ) 現実に売却し得る資産 (機械、器具、備品等)

現在価格 - 売却価格

ただし、売却価格は、現在価格の 50% を標準とするものとする。

(ロ) 解体せざるを得ない状況にある資産 (家屋、納屋、設備等)

現在価格 + 解体費 - 処分価格 (発生材処分価格)

(ハ) 償却済 ((イ) に該当する資産を除く。) 資産 (機械、器具、備品等)

現在価格 - スクラップ価格

ロ 営業用流動資産の売却損の補償

費用価格 (仕入費及び加工費等) - 実売価格

実売価格は、費用価格の 50% を標準とするものとする。

③ その他資本に関して通常生ずる損失の補償

営業を廃止するために社債の繰上げ償還を行う必要がある場合に発生する損失、契約の解除に伴う違約金又は清算法人に要する諸経費等が認められる場合に補償するものとする。

④ 解雇予告手当相当額の補償

従業員に対して30日前に解雇予告ができない場合に、その損失を補償するものとし、次による額とする。

労働基準法第20条第1項に基づく額

⑤ 転業期間中の休業手当相当額の補償

営業を廃止することに伴い転業することが相当であると認められる場合で、従前の営業と新たな営業の種類、規模及び当該地域における労働力の需給関係等により、従業員の全部又は一部を継続して雇用する必要があるときは、転業に通常要する期間中の休業手当相当額を補償するものとする。

なお、転業期間は、事業主が従来の営業を廃止して新たな営業を開始するために通常必要とする期間で、その期間の社会的、経済的状況、営業地の状況、従前の営業の種類及び内容等を考慮して、6月ないし1年の範囲で認定するものとし、次式により算定するものとする。

平均賃金 × (  $\frac{80}{100}$  を標準とし  $\frac{60}{100}$  から  $\frac{100}{100}$  までの範囲で適正に定めた率 )

× 転業期間

⑥ その他労働に関して通常生ずる損失額の補償

帰郷旅費相当額（労働基準法第64条の規定による。）、転業期間中に事業主に課せられる法定福利費相当額（雇用保険料、社会保険料、健康保険料等）等を実態に応じて補償するものとする。

⑦ 転業期間中の従前の収益（又は所得）額の補償

年間の認定収益（又は所得）額 × 転業に通常必要とする期間（2年以内（被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合においては3年以内））

⑧ 離職者補償

営業を廃止して解雇する従業員に対して、再就職のため通常必要とする期間について、従前の所得相当額を補償するものとする。

なお、補償の対象者は、常雇（雇用期間を特に定めることなく雇用される者）及び臨時雇のうち雇用契約の更新により1年を超える期間にわたり実質的に継続して同一事業主に雇用された者とし、次式により算定するものとする。

賃金日額 × 補償日数 - 失業保険金相当額

賃金日額：算定時前6月以内に被補償者に支払われた雇用保険法第4条第4項に規定する賃金の総額を、その期間の総日数で除した額の100分の80を標準として当該額の100分の60から100分の100の範囲内で適正に定めた額

補償日数：55歳以上の常雇は1年とし、臨時雇及び55歳未満の常雇については、その者の雇用条件、勤続期間、年齢、当該地域における労働力の需給関係を考慮して、1年の範囲内で適正に定めた日数

失業保険金相当額：雇用保険金受給資格者について、勤続年数や年齢等を考慮して算定した受給予定額

(3) 営業規模縮小補償

営業規模縮小補償は、次の各号に掲げるところにより、補償金額を算定するものとする。

① 営業用固定資産の売却損の補償

営業廃止補償の場合と同様とする。

② 解雇予告手当相当額の補償

営業廃止補償の場合と同様とする。

③ 離職者補償

営業廃止補償の場合と同様とする。

④ その他資本及び労働の過剰遊休化による損失の補償

イ 資本の過剰遊休化による損失の補償

(固定的経費×縮小率－売却した資産に関する固定的経費)×補償期間

ロ 労働の過剰遊休化による損失の補償

(従業員手当相当額×縮小率－解雇する従業員の従業員手当相当額)×補償期間

⑤ 経営効率低下による損失の補償

補償期間は2年を限度とし、縮小率、営業の種別及び内容等を勘案して適正に定めるものとし、次式により算定するものとする。

認定収益(又は所得)額×縮小率×補償期間

⑥ 営業規模の縮小率の認定

営業用建物、施設、敷地等の減少の割合が売上高と密接な相関関係にあると判断される業種にあつては、次式を参考にして認定するものとする。

$$\text{縮小率} = 1 - \frac{\text{縮小後の面積等}}{\text{縮小前の面積等}}$$

なお、不動産業、国家資格等による営業等、営業用建物、施設等の減少の割合と売上高との相関関係が低いと判断される業種にあつては、営業の内容、規模等の実態を充分考慮して認定するものとする。

(作成図書)

第6条 受注者は、補償金額の積算にあたり次の各号に掲げる書類を作成するものとする。

- (1) 営業補償金算定表 (様式第 73 号)
  - ① 営業休止補償金算出表
  - ② 営業廃止補償金算出表
  - ③ 営業規模縮小補償金算出表
- (2) 営業補償金額総括表 (様式第 74 号)
- (3) 補償金算定概説書
- (4) 認定収益額算定表 (様式第 75 号)
- (5) 固定的経費内訳表 (様式第 76 号)
- (6) 固定的経費付属明細表 (様式第 77 号)
- (7) 固定資産の売却損補償内訳表 (様式第 78 号)
- (8) 人件費内訳表 (様式第 79 号)
- (9) 従業員に対する休業手当補償金算定表 (様式第 80 号)
- (10) 得意先喪失補償額算定表 (様式第 81 号～様式第 84 号)
- (11) 移転広告費内訳表 (様式第 85 号)
- (12) 損益計算書比較表 (様式第 86 号)
- (13) 移転工程表

(移転工程表)

第 11 条 営業休止に関する工程表については、建物、工作物、動産の移転期間及び準備期間等を考慮し作成するものとし、非木造建物については、別記 6 建物移転料算定要領別添二非木造建物調査積算要領に基づき作成した工事工程表、

機械設備については、別記7-1 機械設備調査算定要領に基づき作成した移転工程表により作成するものとする。

(営業休止期間)

第12条 営業休止期間は、前条に規定する移転工程表により求めるものとする。

### 別表1

## 費用分解基準一覧表

表 (省略)

注1 費用分解にあたり、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額は含まないものとする。

なお、個人営業と事実上ほとんど差異のない法人営業については、個人営業の場合と同様に取り扱うことができるものとする。

2 貸倒償却、繰延資産の償却は除く。

3 本表以外の業種においては、本表を参考に固定費を認定するものとする。

### 別表2

売上減少率表（1か月間の売上高を100とする）

表 (省略)

### 別添3

## 費用分解基準一覧表

表 (省略)

注1 費用分解にあたり、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額は含まないものとする。

なお、個人営業と事実上ほとんど差異のない法人営業については、個人営業の場合と同様に取り扱うことができるものとする。

2 貸倒償却、繰延資産の償却は除く。

3

### 別添2

売上減少率表（1か月間の売上高を100とする）

表 (省略)

注1 この表における「構外移転」とは、店舗等を構外再築工法により移転する場合などを想定したものであり、「構内移転」とは、同一敷地内で現在店舗等に使用されている建物を撤去し、同一敷地内に店舗等を再築または改造等を行う場合などを想定したものである。

注2 この表における「長期休業」とは、30日を超える休業であり、機械設備等の移設が生じるため、長期の休業を伴う場合などを想定したものである。

「短期休業」とは、30日以内の休業であり、店舗等の移転、開店(業)の準備期間のため、短期の休業を伴う場合などを想定したものである。

注3 その他

イ 本表を直ちに適用できない業種については、実情により別途適正に売上減少率を定めるものとする。

ロ 地域性、又は知名度等により本表により難しい場合は実情により適正に補正することができるものとする。

注(1) この表における「構外移転」とは、店舗等を構外再築工法により移転する場合などを想定したものであり、「構内移転」とは、同一敷地内で現在店舗等に使用されている建物を撤去し、同一敷地内に店舗等を再築または改造等を行う場合などを想定したものである。

注(2) この表における「長期休業」とは、\_\_\_\_\_機械設備等の移設が生じるため、長期の休業を伴う場合などを想定したものである。

「短期休業」とは、\_\_\_\_\_店舗等の移転、開店(業)の準備期間のため、短期の休業を伴う場合などを想定したものである。

注(3) その他

イ 本表を直ちに適用できない業種については、実情により別途適正に売上減少率を定めるものとする。

ロ 地域性、又は知名度等により本表により難しい場合は実情により適正に補正することができるものとする。

### 別表3

## 費用分解基準一覧表

表 (省略)

注1 費用分解にあたり、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額は含まないものとする。

なお、個人営業と事実上ほとんど差異のない法人営業については、個人営業の場合と同様に取り扱うことができるものとする。

2 貸倒償却、繰延資産の償却は除く。

3 本表以外の業種においては、本表を参考に固定費を認定するものとする。

### 別添1

## 費用分解基準一覧表

表 (省略)

注1 費用分解にあたり、個人営業の場合には必要経費中に自家労働の評価額は含まないものとする。

なお、個人営業と事実上ほとんど差異のない法人営業については、個人営業の場合と同様に取り扱うことができるものとする。

2 貸倒償却、繰延資産の償却は除く。

3

## 別記 11-2

# 営業調査積算要領

## 別記 11-2

# 営業調査積算要領

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 営業補償の調査算定にあたっては、別記 11-1 営業調査算定要領（以下「営業要領」という。）によるほか、本要領により行うものとする。

## 第2章 調 査

### (調査)

第2条 営業補償の調査は、営業要領第2条により行うほか、次によるものとする。

仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとする。

- 一 仮営業所設置場所及び仮営業所用建物の存在状況
- 二 仮設建物の建設に関する資料
- 三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料



## 第3章 積算

### (補償額の算定)

第3条 営業補償の算定は、営業要領第6条から第10条により行うほか、次によるものとする。

仮営業所を設置して営業を継続する場合の仮営業所の設置の費用の算定に当たり、権利金等の一時金相当額、地代、標準家賃は監督員の指示による。

### (営業補償金算定概説書)

第4条 受注者は、調査算定に関し、次の事項を記載した概説書を作成するものとする。

- 一 事業概況
- 二 移転工程及び営業休止期間の概要
- 三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

別記12～18 (省略)

別記19

### 写真台帳作成要領

第1条 (省略)

### (記載事項)

第2条 写真台帳の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 撮影者の氏名 \_\_\_\_\_
- (2) 撮影年月日
- (3) 対象物件の所有者又は管理者（土地評価については、事例地等の番号、用途地域等）
- (4) その他必要と認められる事項

別記12～18 (省略)

別記19

### 写真台帳作成要領

第1条 (省略)

### (記載事項)

第2条 写真台帳の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 撮影者の氏名 及び押印
- (2) 撮影年月日
- (3) 対象物件の所有者又は管理者（土地評価については、事例地等の番号、用途地域等）
- (4) その他必要と認められる事項